

# 第2次男女共同参画プランたけた

竹 田 市



# 男女共同参画社会の実現に向けて



少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、不安定な世界経済や頻発する自然災害、さらには情報化社会の急速な進展、家族・地域社会の多様化など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような中、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現が求められています。

竹田市では、平成19年に「竹田市男女共同参画推進条例」の制定、そして「男女共同参画プランたけた」の策定を行い、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成28年度に実施した市民意識調査では、目標を設定した9項目のうち5項目で数値の改善が見られたものの、未だ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男女それぞれの生き方や社会での活動の可能性を狭めている状況も見受けられます。

また、全国的かつ本格的な人口減少が進む中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したところであり、女性が活躍できる環境を整えていく必要があります。

そこで、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ、さらに総合的かつ計画的に取り組みを推進していくため、このたび「第2次男女共同参画プランたけた」を策定しました。

市といたしましては、今後この計画に基づき、積極的に施策を推進してまいります。男女共同参画社会の実現は、市民の皆様の主体的な取り組みがあって初めて、十分な成果を上げることができるものと存じます。今後とも皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました、竹田市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

平成29年 3月

竹田市長 **菅原 孝**

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の策定の趣旨.....	1
2 計画の基本理念.....	2
3 計画の性格.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 計画の策定の背景.....	4
1 世界の動き.....	4
2 国の動き.....	5
3 大分県の動き.....	6
4 竹田市での取り組み.....	7
第3章 現状と課題.....	8
1 第1次計画の取り組み状況.....	8
2 男女共同参画に関する市民意識調査の概要.....	20
3 第1次計画の施策の目標値の達成状況.....	36
第4章 「第2次男女共同参画プランたけた」の 基本的な考え方.....	39
1 国の新しい計画を考慮した計画づくり.....	39
2 働く女性への支援とワーク・ライフ・バランス.....	40
3 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害者への支援.....	40
4 女性の参画及び活躍の推進.....	40
第5章 計画の内容.....	42
●新計画の体系図.....	42





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法<sup>※参考資料参照</sup>の下で、男女平等の実現に向けた取組みは、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約<sup>※1</sup>（以下「女子差別撤廃条約」という。）を柱とする国際的な取組みとともに着実に進められてきました。

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法<sup>※2</sup>は、男女共同参画社会の形成<sup>※3</sup>に向けて基本的な枠組みや方針を定め、市町村に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう求めています。2001年（平成13年）に制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>※4</sup>（以下「DV防止法」という。DVはドメスティック・バイオレンス<sup>※5</sup>の略）は、市町村に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう求めています。2015年（平成27年）に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<sup>※6</sup>（以下「女性活躍推進法」という。）は、市町村に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう求めています。

こうした動きに伴い、社会の意識も少しずつ変化していますが、固定的性別役割分担意識<sup>※7</sup>や慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、男女共同参画社会の形成を妨げる要因は数多く存在しています。さらに、わが国においては、少子・高齢化の進行に伴う人口減少社会への突入、社会経済情勢の大きな変化により、男女ともに社会の構成員としてあらゆる分野への参画がますます必要となっており、男女がお互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は最重要課題となっています。

こうした課題を踏まえ、男女共同参画社会を一層促進し、竹田市男女共同参画推進条例<sup>※8</sup>がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、合併前の竹田市が2002年（平成14年）に策定した「男女共同参画プランたけた」<sup>※9</sup>、さらに合併後の2007年（平成19年）に策定した「男女共同参画プランたけた」<sup>※10</sup>（以下「第1次計画」という。）の成果や課題を継承しつつ、市民と行政の協働による男女共同参画社会の実現を総合目標とした計画を策定するものです。

## 2 計画の基本理念

「第2次男女共同参画プランたけた」は、竹田市男女共同参画推進条例第3条に定める、次の基本理念に基づいたものとします。

### 1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

### 2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。

### 3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### 4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようになること。

### 5) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。



### 3 計画の性格

1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び竹田市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく、竹田市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）として策定したものです。

よって、国の第 4 次男女共同参画基本計画（2015 年（平成 27 年）12 月閣議決定）並びに県の第 4 次おおいた男女共同参画プラン（2016 年（平成 28 年）3 月策定）を勘案しています。

2) この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 に基づく、竹田市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）として策定したものです。

よって、県の第 3 次大分県 DV 対策基本計画（2012 年（平成 24 年）3 月策定）を勘案しています。

3) この計画は、女性活躍推進法第 6 条に基づく竹田市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として策定したものです。

よって、県が女性活躍推進法第 6 条に基づき策定した第 4 次おおいた男女共同参画プランを勘案しています。

4) この計画は、2016 年（平成 28 年）6 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をもとに、その意見を反映して策定したものです。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、2017 年（平成 29 年）度から 2026 年（平成 38 年）度までの 10 年間とします。

また、背景となる法律の改正や社会情勢等の変化を見つめながら、途中 5 年後となる 2021 年（平成 33 年）度に目標の達成状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を全世界における性差別撤廃に取り組むために「国際婦人年」と決めました。同年、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」<sup>※11</sup>（第1回世界女性会議）が開催され、向こう10年間の指針を示した「世界行動計画」が採択されました。

同年12月の国連総会において、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年を「国連婦人の十年」とし、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上のための行動を展開することになりました。さらに、1980年（昭和55年）、コペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）において、世界58か国が「女子差別撤廃条約」の署名を行い、世界各国の取組みが一層進められ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）最終年会議が開かれ、各国政策のガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」<sup>※12</sup>（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1993年（平成5年）、ウィーンで開催された「国連世界人権会議」で女性の権利は人権であると示した「ウィーン宣言」、翌年のカイロでの国際人口開発会議での、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※13</sup>（性と生殖に関する健康と権利）をうち出した行動計画、1995年（平成7年）、北京で開催された「第4回世界女性会議」における、ナイロビ将来戦略の見直し・評価がなされるとともに、2000年（平成12年）までの国際的な指針となる「行動綱領」及び全世界の女性地位向上をめざす「北京宣言」、2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

毎年ニューヨークの国連本部で開催されている国連婦人の地位委員会<sup>※14</sup>では、会議の成果として以下のような宣言や決議が採択されています。2005年（平成17年）の第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。2010年（平成22年）の第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」では、「第4回世界女性会議15周年における宣言」及び「女性の経済的地位向上決議」等の決議が採択されました。また、同年に国連の4つの機関を統合した国連機関「UN Women」（ジェンダー<sup>※15</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>※16</sup>のための国連機関）が設立されました。2012年（平成24年）の第56回国連婦人の地位委員会では、日本提案の「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。2015年（平成27年）の第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」では、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

## 2 国の動き

1975年（昭和50年）に国連が提唱した国際婦人年を受けて、国は、1977年（昭和52年）に最初の「国内行動計画」を策定し、1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、1996年（平成8年）には、「男女共同参画2000年プラン」をそれぞれ策定しました。

1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」が成立し、同年、「女子差別撤廃条約」を批准しました。1995年（平成7年）には「育児・介護休業法」、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」を閣議決定するとともに、2001年（平成13年）には、内閣府内に「男女共同参画局」を設置しました。

女性をめぐる状況は時代と共に大きな変化を遂げており、さまざまな法整備も進められています。2000年（平成12年）には、「ストーカー規制法」が成立し、翌年には「DV防止法」、2003年（平成15年）には、「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2015年（平成27年）には、2025年（平成37年）度末までの「基本的考え方」並びに2020年（平成32年）度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組み」を定めた「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

新たな計画では、政策目的を明確化するため、「Ⅰあらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの政策領域に体系化されるとともに、各政策領域に計12分野が掲げられました。

また、国が2013年（平成25年）に示した「日本再興戦略」や2015年（平成27年）に示した「女性活躍加速のための重点方針2015」の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、2015年（平成27年）に「女性活躍推進法」が制定されました。女性活躍推進法では、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを目指しています。

### 3 大分県の動き

大分県は、世界や国の動きを受け、女性行政の担当窓口として、1978年（昭和53年）に「青少年婦人室」（現在の県民生活・男女共同参画課）を設置するとともに、庁内組織として副知事を長とする「大分県婦人行政企画推進会議」を、知事の私的諮問機関として「大分県婦人問題懇話会」を設置しました。

2001年（平成13年）には、知事を本部長とする「大分県男女共同参画推進本部」を、また、2002年（平成14年）には、大分県男女共同参画推進条例に基づく附属機関として「大分県男女共同参画審議会」を設置しました。さらに、2003年（平成15年）に、男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設し、男女共同参画社会に向けた推進体制を整備しました。

大分県は男女共同参画における計画として、1980年（昭和55年）に女性の地位と福祉の向上を目標に掲げた「婦人の明日をひらく一県内行動計画」の策定をはじめ、1991年（平成3年）に「おおいた女性プラン21」の策定、2001年（平成13年）に男女共同参画基本法に基づく基本計画「おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。2002年（平成14年）に制定した「大分県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画の推進に関し6つの基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにしており、一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進することとしています。

さらに、2005年（平成17年）に配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大分県DV対策基本計画」を策定し、2006年（平成18年）には「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。2009年（平成21年）には「大分県DV対策基本計画（改定版）」を策定しました。2010年（平成22年）には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。2011年（平成23年）に「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2012年（平成24年）に「第3次大分県DV対策基本計画」を策定しました。2015年（平成27年）には、女性活躍推進法第23条に定められた協議会としての「女性が輝くおおいた推進会議」を経済団体と連携して設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、2015年（平成27年）度を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組みが焦点化されました。

2016年（平成28年）には、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても一体的に策定した「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のための更なる取組みを推進しています。

## 4 竹田市の取組み

2005年（平成17年）4月1日、旧竹田市、旧荻町、旧久住町及び旧直入町が合併し、「竹田市」が誕生しました。旧市町においては、それぞれが女性行政の担当課を設置し、女性団体連絡協議会をはじめ関係団体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行ってきました。とりわけ、旧竹田市においては、2002年（平成14年）10月に「男女共同参画プランたけた」を策定し、男女共同参画社会の実現のための指針となる計画を策定しました。

新市において、2005年（平成17年）11月28日に、旧市町の女性連絡協議会等が「連絡・連携、地域づくり、男女共同参画社会の確立等」を目的に、新たな「竹田市女性団体連絡協議会」が結成されました。

また、2006年（平成18年）9月に「竹田市男女共同参画推進委員会設置条例」を制定し、同年11月に、「竹田市男女共同参画行政推進会議」を設置し、同年12月に市民意識調査を行いました。

2007年（平成19年）3月に「竹田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関し5つの基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進することとして「第1次計画」を策定しました。また、2012年（平成24年）にも市民意識調査を実施しました。

これまで、市の男女共同参画に関する担当課は総務課でしたが、2013年（平成25年）4月から人権・同和対策課に移管されました。

2016年（平成28年）度に「第1次計画」の計画期間が終了することから、2016年（平成28年）6月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、意識調査から課題を抽出し、竹田市男女共同参画行政推進会議で検討を重ね、竹田市男女共同参画推進委員会にて審議し、2017年（平成29年）3月に「第2次男女共同参画プランたけた」を策定しました。

今後は、「第2次男女共同参画プランたけた」を基に、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに推進します。

## 第3章 現状と課題

### 1 第1次計画の取組み状況

2007年（平成19年）3月に策定された「第1次計画」（男女共同参画プランたけた）の基本目標、重点目標、施策の方向に従い、下記の施策を実施してきました。

● 「第1次計画」の体系図

総合目標	基本目標	重点目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	Ⅰ. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(1)男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進	①男女共同参画に向けた意識づくり
			②メディアにおける人権尊重の推進
			③性に関する意識の普及
			④男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進
			⑤家庭・地域における男女平等教育の推進
			⑥事業所等における男女平等教育の推進
		(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶	①家庭内暴力等への社会的認識の徹底
			②相談・支援体制の整備
	Ⅱ. 男女が共に生きるための環境づくり	(1)家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境づくり	①子育て支援体制の充実
			②高齢者・障がい者等に対する福祉の充実
			③生涯にわたる健康づくりへの支援
			④地域における男女共同参画の推進
		(2)働く場における男女共同参画の推進	①男女が共に働きやすい労働環境の整備
			②農林業・商工業女性の生活・就労環境の整備
		(3)政策・方針決定の場への女性参画の推進	①審議会等への女性参画の推進
			②男女共同参画を担う人材育成
男女共同参画推進体制の整備		①庁内推進体制の機能強化	
		②男女共同参画推進体制の整備	
		③推進計画の円滑な進捗管理	

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

### 重点目標(1) 男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進

#### 施策の方向① 男女共同参画に向けた意識づくり

##### 【人権・同和対策課】

- ・男女共同参画に向けた意識の醸成を図るために、毎年「竹田市男女共同参画推進大会」を開催しています。

平成 28 年度      講演 宗片恵美子  
演題 「災害に強い地域づくりのために」  
～防災・減災に女性の力を生かす～  
参加者 63 名

平成 27 年度      講演 上野千鶴子  
演題 「これが私の生きる道 一歩を踏み出すあなたへのエール」  
参加者 152 名

平成 26 年度      講演 安藤哲也  
演題 「父親を楽しもう」～笑っている父親が社会を変える～  
参加者 212 名

平成 25 年度      講演 佐藤律子  
演題 「異性間コミュニケーション」  
参加者 125 名

- ・6月23日から29日までの「男女共同参画週間」期間中に、竹田市女性団体連絡協議会等と共同で毎年街頭啓発キャンペーンを実施しています。
- ・全世帯に男女共同参画の啓発チラシを配布しています。(1回/年)

##### 【商工観光課】

- ・事業所等に対して、男女共同参画に関する実態及び意識調査を行うとともに、事業主に対して慣例等の見直しを働きかけています。

##### 【各課】

- ・課が所管する各種委員会や会議の委員に女性を積極的に委嘱しています。
- ・職員を対象とした人権研修を開催し、職員の意識の醸成を図っています。

基本目標 Ⅰ  
重点目標(1)

施策の方向② メディアにおける人権尊重の推進

【企画情報課】

- ・ケーブルテレビでは、担当課から依頼を受けた男女共同参画に関する情報発信についての確に放送しています。

【人権・同和対策課】

- ・広報だけに男女共同参画の啓発記事を掲載しています。

【学校教育課】

- ・テレビやゲーム機器、携帯電話等メディア利用の仕方について、自分でできまりを作り活用することができる能力を育むと共に、メディア・リテラシー<sup>※17</sup>についても学習をすすめています。

施策の方向③ 性に関する知識の普及

【保険健康課・学校教育課】

- ・高校生が生命の尊さや性について主体的に行動できることを目的に竹田市内の高校を対象に「思春期講演会」を開催しています。
- ・普段ふれあうことのない乳児とのふれあいをすることで命の尊さを学ぶ機会になるよう高校生を対象に「乳幼児ふれあい教室」を開催しています。
- ・学校での保健体育の授業等で、男女の違いや個人差、LGBT<sup>※18</sup>の理解に関する授業を行い、お互いの違いを理解し、認め合う力を育てています。
- ・PTA等の研修会の機会等を活用して、講師を招き、性や体に関する学習会の開催を推進しています。

施策の方向④ 男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

【保育所（社会福祉課）】

- ・保育所においては、誕生日会、小動物の飼育、菜園活動等を通して、命の尊さが、性別、外見、家庭環境等に左右されるものではないと感じるように指導しています。また、障がい児保育については、保育士の配置が可能な限り受入れを行い、健常児と障がい児と一緒に保育することで、差別意識や孤立感を持たせない保育に努めています。高齢者福祉施設の訪問、地域行事への参加等、様々な人とふれあい、理解しあえることを学ぶ場づくりを積極的に行っています。偏見や差別をなくす保育を推進するため、保育士



は人権教育や男女共同参画研修への参加に努めるとともに、竹田市教育保育協議会の人権研修会を保育士の参加しやすい日程で開催し、多くの保育士が参加し、保育のスキルアップと自身の意識向上を図り、望ましい人間関係や思いやりの心を深める指導に努めています。

#### 【幼稚園（学校教育課）】

- ・性別に基づく固定的な意識や慣習の見直しをすることで、お互いを理解し認め合う気持ちを育てています。
- ・園児が自己主張し、自由な選択ができる場づくりに努め、すすんで自分の意見を表明したり、自己表現しようとする意欲の向上を図っています。

#### 【学校（学校教育課）】

- ・キャリア教育や家庭科で、家庭内も含め、それぞれの役割や仕事について学習を行い、性別にとらわれず主体的に生きていく気持ちを育てています。
- ・教職員研修を実施し、指導者の意識の高揚と授業力の向上を図っています。
- ・高齢者や障がい者とふれあう機会をもち、お互いを理解し合う機会となるように、交流活動を推進しています。

### 基本目標 Ⅰ 重点目標 (1)

#### 施策の方向⑤ 家庭・地域における男女平等教育の推進

#### 【企画情報課】

- ・ケーブルテレビでは、担当課から依頼を受けた男女共同参画に関する情報発信については的確に放送しています。

#### 【保険健康課】

- ・家庭生活における役割分担・慣習の見直しの啓発のために、男性が自信をもって料理ができるように、男性料理教室を実施しています。基本的な調理法から郷土料理やおもてなしの料理まで、さまざまな機会に対応できるような教室としています。また、健康教室に介護予防の要素を取り入れ、要介護状態等にならないように啓発を行っています。

#### 【人権・同和对策課】

- ・竹田市人権啓発推進協議会会員や市役所各課の男女共同参画推進担当者への情報提供を行い各種啓発行事への積極的な参加と推進を図っています。
- ・人権を守る市民の集いを開催しています。（毎年8月）

**基本目標 Ⅰ**  
**重点目標(1)**

**施策の方向⑥** 事業所等における男女平等教育の推進

**【商工観光課】**

- ・事業所等に対して、男女共同参画に関する実態及び意識調査を行っています。また、県と連携し、商工会議所・事業所等に対して、男女雇用機会均等法の周知を図っています。

**基本目標 Ⅰ**

**重点目標(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

**施策の方向①** 家庭内暴力等への社会的認識の徹底

**【人権・同和対策課】**

- ・繰返し行う研修等によりドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアルハラスメント<sup>※19</sup>の防止に努めています。
- ・生涯学習課の行う人権学習学級や指導者養成講座に資料提供を行いながら推進しています。
- ・11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、竹田市女性団体連絡協議会・人権擁護委員と共同で毎年街頭啓発キャンペーンを実施しています。

**【社会福祉課】**

- ・夫婦間DVによる児童の心理的虐待、ひとり親家庭となる場合の相談、母子自立支援センターへの入所等を支援しています。要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議を開催し、竹田市の現状説明と事例検討、児童相談所長等の講話により関係機関に対するスキルアップ、意識啓発に資する研修を行っています。

**【高齢者福祉課】**

- ・竹田市地域包括支援センターと協力し、必要に応じて竹田警察署とも連携を図りながら、「コアメンバー会議」を開催して、虐待を受けた高齢者の保護および養護者の負担の軽減を図るために各種サービスを提供する等により解決を図っています。

**【商工観光課】**

- ・商工会議所等を通じて、事業主や労働者に対してセクシュアルハラスメントの意識の啓発を図るとともに、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントの防止に努めています。

基本目標 Ⅰ  
重点目標 (2)

施策の方向② 相談・支援体制の整備

【人権・同和対策課】

- ・相談内容により関係各課等と調整しながら対応しています。

【社会福祉課】

- ・増加する児童虐待の中には、児童の面前での夫婦間DVによる心理的虐待が含まれています。増加する虐待通告等に、家庭相談員、子育て相談員、母子・父子自立支援員が連携して相談、支援を行う体制を整備するため、子育て相談員を増員し体制の整備を図っています。

【高齢者福祉課】

- ・高齢者相談支援センターを設置し、独り暮らしや高齢者のみの世帯の相談業務と実態把握を行い、地域包括支援センターと協力し住み慣れた地域で安心して暮らせるよう課題解決を図っています。

## 基本目標Ⅱ 男女が共に生きるための環境づくり

### 重点目標(1) 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境づくり

#### 施策の方向① 子育て支援体制の充実

##### 【保険健康課】

- ・不妊症・不育症に関する正しい情報提供を行い、早期に適切な治療を開始できるよう周知・啓発を行うとともに、子どもを望む夫婦の不妊・不育治療に係る経済的負担を軽減するため不妊・不育治療費を助成しています。
- ・安心して出産を迎えられるよう助産師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職による「プレママ教室」を妊婦歯科検診と併せて開催しています。
- ・保健師による新生児訪問と母子保健推進員による乳児訪問を行い、産婦の心身状況や育児状況を把握し、養育支援が必要な家庭への支援を継続しています。
- ・乳幼児が身体的・精神的及び社会的に健全な発達が遂げられるよう支援するため乳幼児健診（9・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診）を開催しています。
- ・子育てへの不安解消を目的に、1歳6か月児健診・3歳児健診において臨床心理士による子育て相談を実施しています。
- ・就学まで切れ目ない支援を行うことを目的に、各関係機関の専門職と協働し、健診後のフォロー相談会の開催や保育園（所）・幼稚園への施設支援を行っています。
- ・母子保健推進員や子育てボランティア、愛育班等の活動を支援し、保護者を対象に「子育て講演会」を、子育て支援者を対象に「子育て支援者講演会」を開催することで地域全体で子育てをしていく気運を醸成しています。
- ・疾病の早期治療を推進し、医療費に係る経済的な負担を軽減するために、子ども医療費を助成しています。（2016年（平成28年）4月診療分から小中学生の通院・歯科・調剤についても一部助成を開始。）

##### 【社会福祉課】

- ・子育て中の親子が交流する場を提供し、子育てに関する情報提供や孤立感の解消のため竹田・南部の2幼稚園に子育て支援拠点を開設、2016年（平成28年）度からなおいりこども園で週1回の出張ひろばを開設しています。一時保育やファミリーサポートセンターにより、突発的、一時的に必要な保育の提供を実施しています。また、外に支援を求めることが困難な場合等は訪問支援活動（ホームスタート）に繋げ、協働と傾聴により支援しています。また、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ等により、保育体制の整備に努めています。

- ・子育て家庭の負担軽減のため、児童手当の支給とともに保育料の改定、5歳児の保育料等の軽減、多子世帯、ひとり親世帯に対する軽減、にこにこ保育事業及び放課後児童クラブ利用料の軽減等を実施しています。ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給、医療費の助成を行うとともに、自立に向け、自立支援プログラムの作成、高等職業訓練促進給付金の支給、母子・父子自立支援員による相談支援等を実施しています。

## 基本目標 II 重点目標 (1)

### 施策の方向② 高齢者・障がい者等に対する福祉の充実

#### 【保険健康課】

- ・介護予防普及啓発事業を実施し、介護予防に取り組んでいます（おしゃべりサロン、高齢者歯科保健事業、高齢者食生活改善事業、健康相談、男性料理教室、お茶筋教室等）。
- ・地域介護予防活動支援事業を実施し、健康づくり組織の活動支援を行っています（竹田しゃんしゃん会支援事業、介護予防運動トレーナー養成事業、ヘルスサポーター養成事業、食生活改善推進協議会支援事業等）。
- ・「竹田ほほえみの会」と協働し、心の健康について普及啓発し、精神障がい者の支援を行っています。
- ・傾聴ボランティアの養成を行い、傾聴33会の活動の支援を行っています。

#### 【高齢者福祉課】

##### ・高齢者の福祉事業の取組み

老人クラブ活動など地域活動や社会参加を支援するとともに、安心ポットの設置や緊急時の見守りなどのしくみを導入し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組んでいます。また、各種相談を幅広く受け付け、権利擁護の取組みや成年後見など制度横断的な支援をしています。

##### ・介護保険事業の取組み

加齢に伴って生ずる心身の変化により要介護状態となっても、男女や環境等にかかわらず、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、共同連帯の理念に基づく介護保険制度のもと、介護予防を推進し、保健医療の向上及び福祉との連携を図っています。

- ① 介護保険給付事業の実施。
- ② 地域支援事業の実施（地域包括支援センターの運営を含む）。
- ③ 生活支援体制整備事業を活用し地域の支え合いのしくみや人材育成、資源開発に取り組んでいます。

基本目標 II  
重点目標(1)

施策の方向③ 生涯にわたる健康づくりへの支援

【保険健康課】

- ・疾病の早期発見・治療のために下記の健診を実施しています。
  - ①特定健診：受診率向上のために「地区巡回型」「施設健診型」「医療機関型」と市民が個人のライフスタイルに併せて選択できるように体制整備。
  - ②各種がん健診：どの医療保険の方も受診できる体制で、各種がん健診を実施。
- ・予防活動の充実：生活習慣病対策として下記を重点的に実施しています。
  - ①働き盛りへの健康づくりへの取組み。
  - ②健康づくり推進大会の開催。
  - ③特定保健指導・温泉を活用した健康づくり。
  - ④愛育保健推進員活動の推進。
  - ⑤ロコモ（ロコモティブシンドローム：運動器症候群）予防の取組み。
  - ⑥食育事業の推進。

施策の方向④ 地域における男女共同参画の推進

【総務課】

- ・自治会統合を推進し、自治会活動がしやすい環境づくりを図っています。
- ・地区防犯協会や防犯レディースと連携し、防犯パトロールを実施し、市民が安心して暮らせるまちづくりを図っています。

【企画情報課】

- ・竹田市女性団体連絡協議会の活動を支援し、各団体の活動内容の把握、団体相互の親睦や交流を図る研修や活動を行っています。
- ・男女共同参画に係る各種活動や講演会に積極的に参加し、広報に努めています。

【保険健康課】

- ・外国人妻の会を組織し相互の交流を図るとともに生活の不安解消を図ることに努めています。

## 【学校教育課】

- ・中学生の韓国やドイツ訪問等の活動、外国語指導助手の活用、立命館アジア太平洋大学の学生等との交流を通して、国際社会の一員であることを認識し、異文化に対する理解を深めお互いがよりよく生きていこうという気持ちの育成に努めています。

## 基本目標 II

### 重点目標(2) 働く場における男女共同参画の推進

#### 施策の方向① 男女が共に働きやすい労働環境の整備

## 【総務課】

- ・竹田市職員の役職年齢といわれる40歳代以上の女性職員の割合は、28.1%と非常に少ないため、役職員の比率は当然ながら低くなっています。そのような職員構成の中で、竹田市の2013年(平成25年)度の役職に占める女性職員の割合は14.1%でしたが、2016年(平成28年)度の役職に占める割合は17.6%と3.5ポイント上昇しています。2016年(平成28年)度は、40歳代未満の女性職員の比率は40%を超えているため、年々役職年齢の女性職員の割合は増えています。今後も積極的に役職登用を図ることで、女性職員の役職比率の増加に努めます。

## 【企画情報課】

- ・竹田市に合った企業誘致に努力しています。女性が働きやすい仕組みづくりや職場づくりを推進しています。

## 【保険健康課・社会福祉課・高齢者福祉課】

- ・「子育て応援事業」への協賛を地域企業に募集し、子育てを地域で応援する意識醸成に努めています。また男女が共に働きやすく、仕事と家族の介護の両立に関して、固定的性別役割分担意識が解消できるよう介護サービス・福祉サービスの充実を図っています。

## 【商工観光課】

- ・雇用の場における男女の均等な待遇や国・県が行う施策や制度の情報を発信しています。
- ・パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)及び同指針の周知徹底を図り、正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇の浸透・定着に努めています。
- ・市内事業所に対し、育児休業<sup>※20</sup>・介護休業<sup>※21</sup>・子の看護休暇<sup>※22</sup>制度の導入について働きかけています。
- ・女性の再就職支援、家族従事者・女性起業家に対する支援は、関係機関と連携し、情報提供に努めています。



基本目標 II  
重点目標 (2)

施策の方向② 農林業・商工業女性の生活・就労環境の整備

【企画情報課・商工観光課】

- ・女性団体の研修会等に対し支援を行い、組織活動の充実を図っています。
- ・商工業に従事する女性の就労環境整備に商工会議所等を通じて努めています。
- ・観光振興、交流人口の増大に努めています。

【保険健康課・社会福祉課】

- ・女性が男性と同じように職場で働けるために保育・保健・医療・福祉の一体的な支援に努めています。

【高齢者福祉課】

- ・竹田市独自で介護職員初任者研修を実施し、女性が多く就労している介護事業所等の人材確保に努めています。また、医療と介護の連携を推進し、関係者が協力しサービスを提供できる地域包括ケアシステムの構築を図っています。

【農政課】

- ・農村女性リーダーの育成を図るため、おおいた AFF 女性ネットワーク<sup>※23</sup>の情報提供を行っています。
- ・家族経営内における、経営主と配偶者、後継者、その他家族それぞれ共同経営者の一員としての位置づけを明らかにする家族経営協定<sup>※24</sup>締結を推進しています。生産性の高い農業生産システムの確立と、経営の安定化を図るため、大分県女性農業経営士<sup>※25</sup>の認定の推進を図っています。
- ・所得の向上を実現させるため、女性の活躍の場となっている直売や加工、ツーリズム、地産地消、食育、食文化の伝承等の事業にかかわるとともに、女性起業家の増加に努めています。



## 基本目標 II

### 重点目標(3) 政策・方針決定の場への女性参画の推進

#### 施策の方向① 審議会等への女性参画の推進

##### 【各課】

- ・ 審議会等の委員を委嘱する際は、女性委員を選出するよう努めています。

#### 施策の方向② 男女共同参画を担う人材育成

##### 【総務課・企画情報課・生涯学習課】

- ・ 大分県が開催する女性職員向けの研修等を周知し、職員の派遣を行っています。
- ・ 「竹田市女性団体連絡協議会」の活動の一環として、男女共同参画にかかわる各種活動や講演会に積極的に参加し、意識の向上に努めています。

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査の概要

### 1) 調査の目的

竹田市では、女性をとりまく状況を総合的に把握し、広く市民の皆様のご意見を反映させた「男女共同参画プランたけた（竹田市男女共同参画計画）」（第1次計画）を2007年（平成19年）3月に策定しています。

2016年（平成28年）度末で計画策定から10年が経過することにより、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果を反映し今後の10年を見据えた「第2次男女共同参画プランたけた」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としています。

### 2) 調査対象

市内に居住する18歳以上の市民2,000人（住民票から無作為抽出）

### 3) 調査の方法及び期間

方法： 郵送による発送及び回収

期間： 発送日 2016年（平成28年）6月13日（月）

締切日 2016年（平成28年）6月30日（木）

### 4) アンケートの回収状況

発送数	2,000	
全体回収数	933	46.7%（全体回収率）
有効回収数	928	46.4%（有効回収率）
無効回収数	5	0.3%（無効回収率）

※ ここでは、全32質問のうち、代表的なもの14質問をあげています。

## 5) 調査の結果

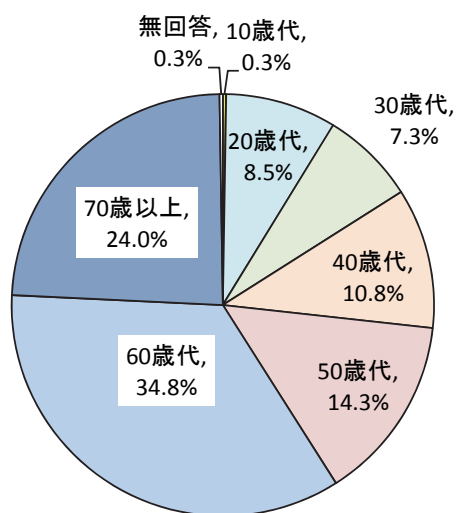
### (1) 回収状況等

回答者の状況は、男性 400 名、女性 503 名で、女性の方が多く、年齢は男性女性ともに 60 歳代、70 歳以上で 5 割～6 割を占めています。

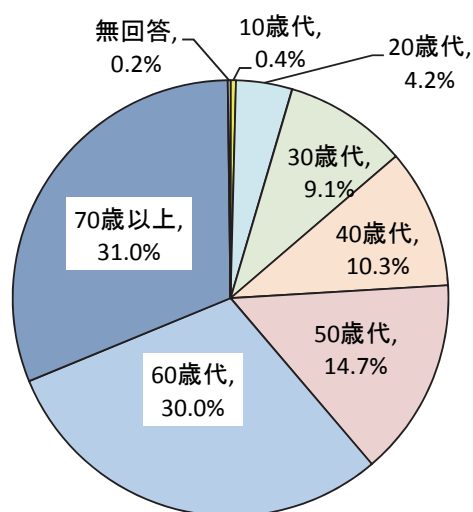
男女別年齢別状況

	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	年齢不明	全体
男 性	1 人 0.3%	34 人 8.5%	29 人 7.3%	43 人 10.8%	57 人 14.3%	139 人 34.8%	96 人 24.0%	1 人 0.3%	400 人 100%
女 性	2 人 0.4%	21 人 4.2%	46 人 9.1%	52 人 10.3%	74 人 14.7%	151 人 30.0%	156 人 31.0%	1 人 0.2%	503 人 100%
性別不明	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%	4 人 16.0%	21 人 84.0%	25 人 100%
計	3 人 0.3%	55 人 5.9%	75 人 8.1%	95 人 10.2%	131 人 14.1%	290 人 31.3%	256 人 27.6%	23 人 2.5%	928 人 100%

【男 性】



【女 性】



## (2) 調査概要

### ① 男女の意識について

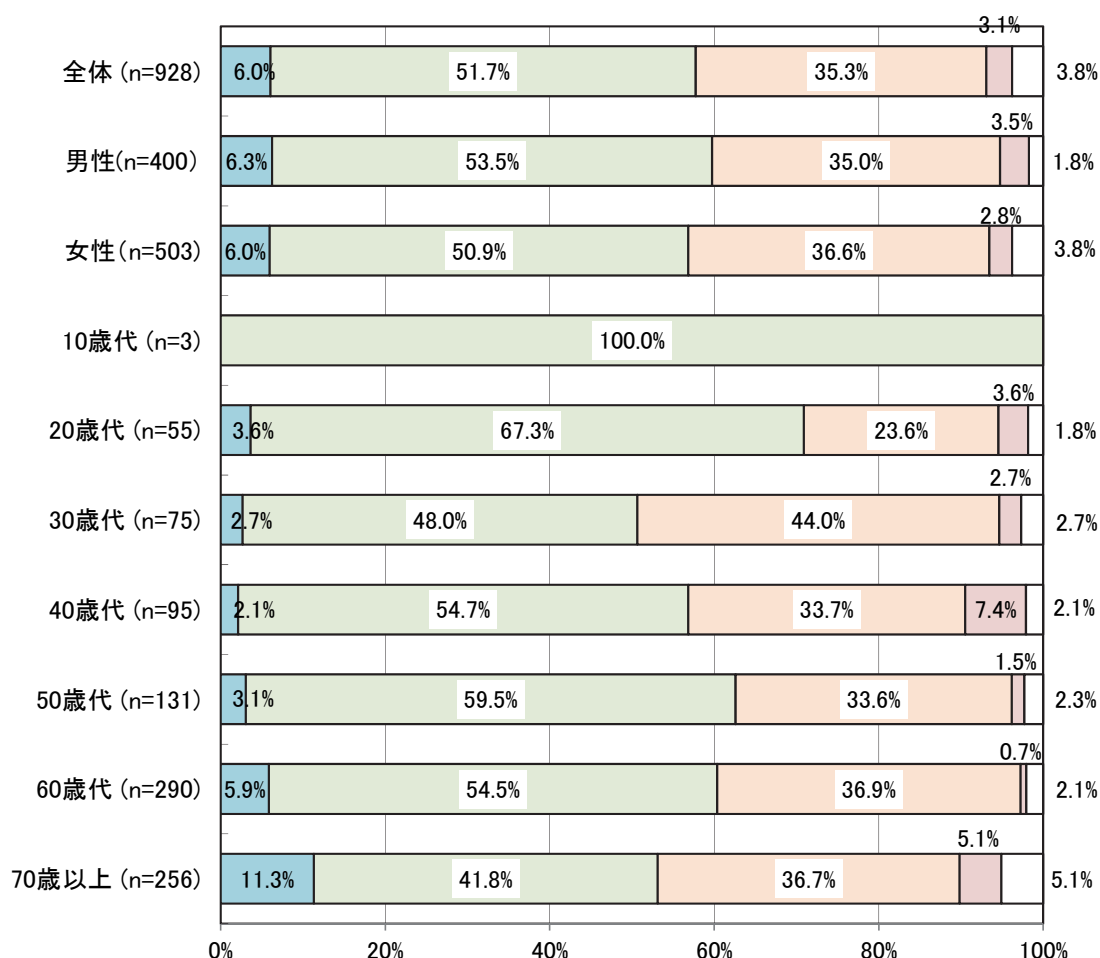
問1「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定するという考え方についてどう思いますか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

【全体では「同感できない」が51.7%】

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、全体で「同感できない」(51.7%)との回答が最も多く、次いで「どちらともいえない」(35.3%)となっています。

男女間で差は見られず、年齢別では年齢が上がるほど「同感する」が増え「同感できない」が減っています。また、「どちらともいえない」の回答は30歳代が最も多く、44.0%に達しています。

約半数の方は、「男は仕事、女は家庭」といった性別で区別する考え方を否定していますが、残りの半数は「同感する」「どちらともいえない」「わからない」「無回答」となっており、引き続き意識の啓発が必要です。



□①同感する □②同感できない □③どちらともいえない □④わからない □⑤無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています

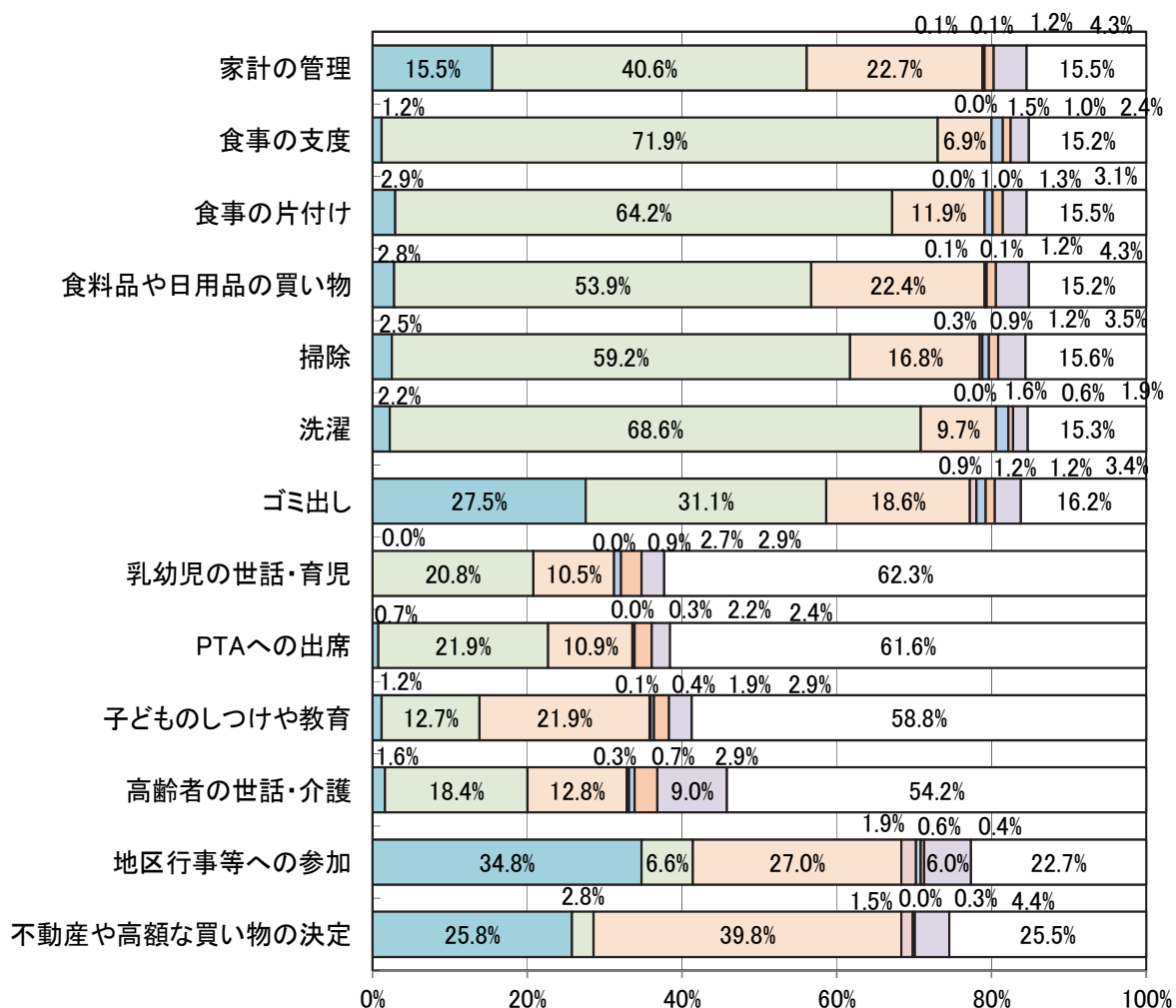
問 2 結婚しており、配偶者と同居されている方のみにお伺いします。それ以外の方は問 3 にお進みください。あなたの家庭では、家庭内の役割分担をどのようにしていますか。(1)【現状】と(2)【理想・希望】からそれぞれあてはまるものを項目別に1つずつ選んで番号に○印をつけてください。

【家庭内の役割分担は多くの項目で「主に妻」が担っている】

[現状]

家庭内での役割分担の現状をみると、全体的に「主に妻」の回答割合が最も多く、女性にかかる家事負担が大きい状況がみられます。

「主に妻」より「夫婦で共同」の役割分担が大きい項目は「子どものしつけや教育」「不動産や高額な買い物の決定」等で、「主に夫」の役割分担が大きい項目は「地区行事等への参加」(34.8%)のみとなっています。



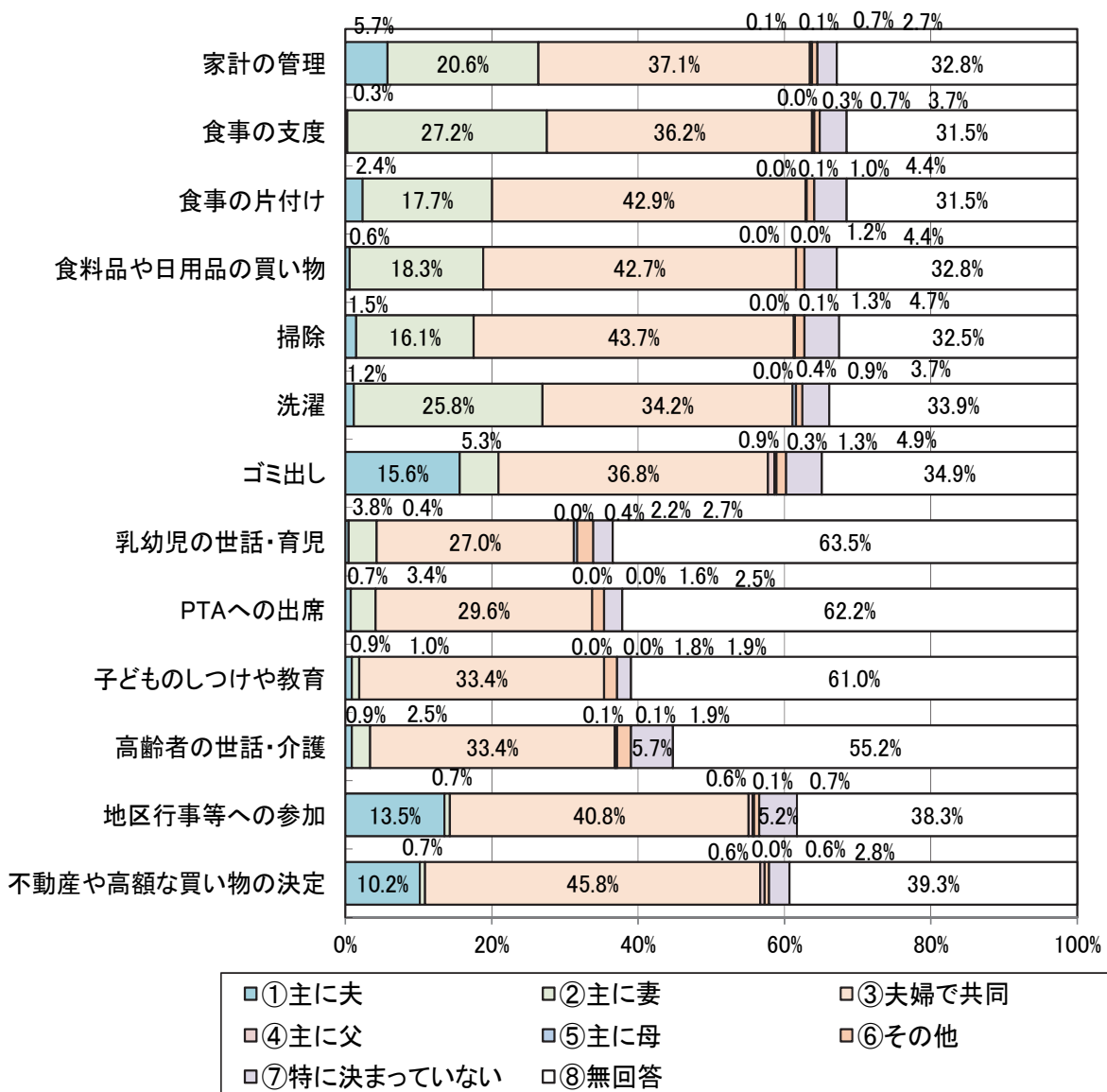
①主に夫                       ②主に妻                       ③夫婦で共同  
 ④主に父                       ⑤主に母                       ⑥その他  
 ⑦特に決まっていない    ⑧無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています

[理想・希望]

家庭内での役割分担の理想・希望をみると、すべての項目で「夫婦で共同」の回答割合が多くなっています。「食事の片付け」「食料品や日用品の買い物」「掃除」「地区行事等への参加」「不動産や高額な買い物の決定」は4割を超える方が「夫婦で共同」が望ましいと考えています。

役割分担の理想・希望では「夫婦で共同」の割合が高くなっていますが、実際は家事のほとんどを「主に妻」が担っているというのが現状です。働く女性が増え、社会の中では男女の性別役割分担意識が薄れているにもかかわらず、家庭では伝統的な役割分担が固定されているために女性の負担が高くなっています。男女の人権が等しく尊重され、女性だけに負担がかかることのないよう、男性の家事・育児・介護への参加が必要です。



グラフは左から①、②、③の順に表示しています

問 3 あなたは、次のような分野で、今の男女は平等になっていると思いますか。各分野にあ  
 なたのお考えに近いものを項目別に1つずつ選んで番号に○印をつけてください

【すべての項目で女性より男性が優遇されていると考える人が多い】

各分野における男女の平等感をみると、社会生活の多くの場面で女性に比べ男性が優遇されて  
 いると考えている結果になっています。

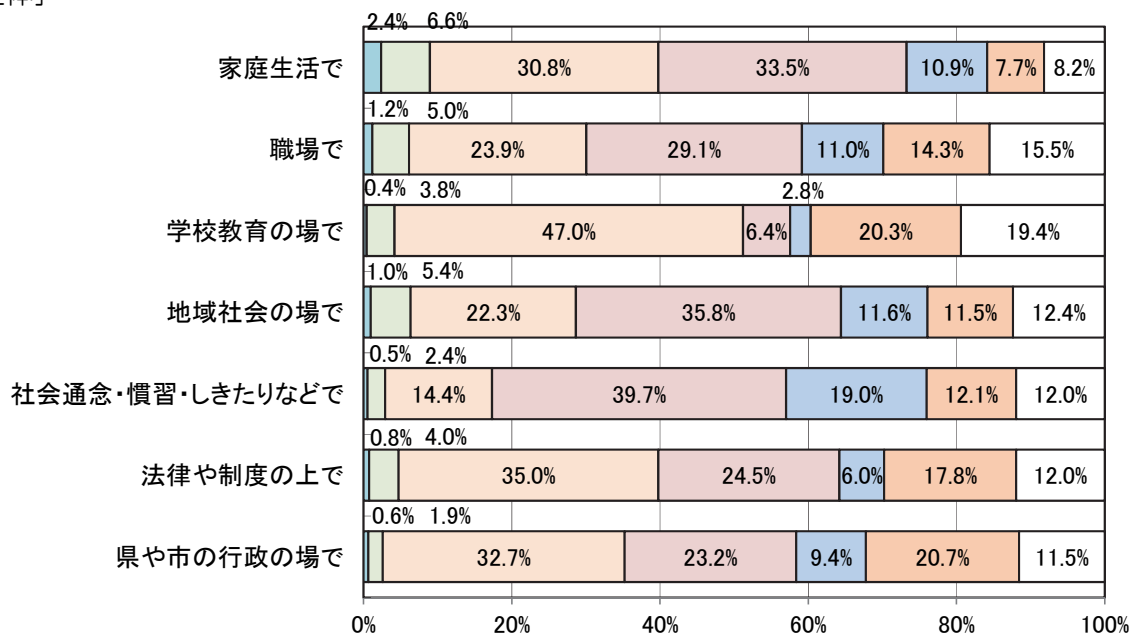
「平等」と考えている方が最も多かった場面は「学校教育の場」（47.0%）で半数近くの回答  
 となっていますが、その他の場面ではいずれも男性の優遇感が強くなっています。

女性優遇（「女性の方が優遇されている」＋「どちらかという女性の方が優遇されている」）  
 と考える割合はいずれの項目も低く、全ての項目で10%に届いていません。

「家庭生活で」を例にみると、男性優遇と考える割合は44.4%、女性優遇と考える割合は9%  
 と男性に比べて女性は優遇されていないと考える結果になっています。

さらに、それぞれの分野について男女別に回答をみると、いずれの分野においても「平等」  
 と考えているのは男性側が多く、「家庭生活で」では「平等」と考えているのが男性の42.5%に  
 対して、女性では21.3%と男性の半分にすぎません。各分野とも男女間で差が見られる結果とな  
 っています。

[全体]

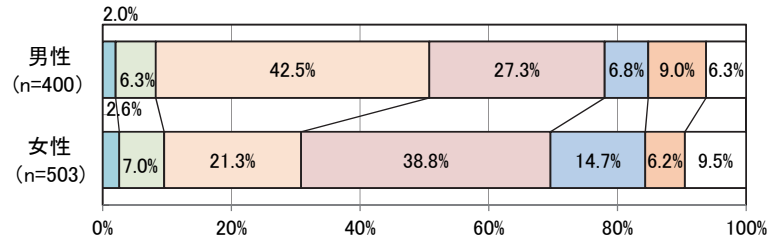


- ①女性の方が優遇されている
- ②どちらかという女性の方が優遇されている
- ③平等
- ④どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ⑤男性の方が優遇されている
- ⑥わからない
- ⑦無回答

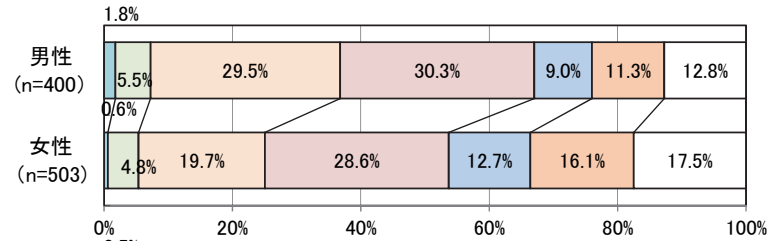
グラフは左から①、②、③の順に表示しています

[男女別]

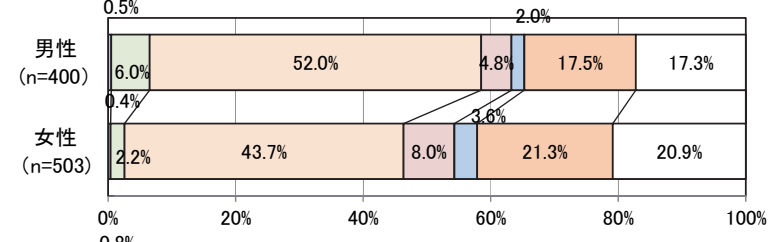
家庭生活で



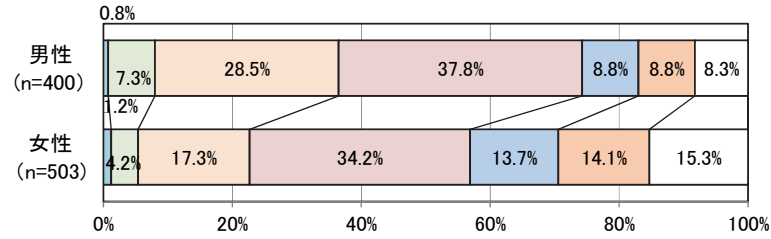
職場で



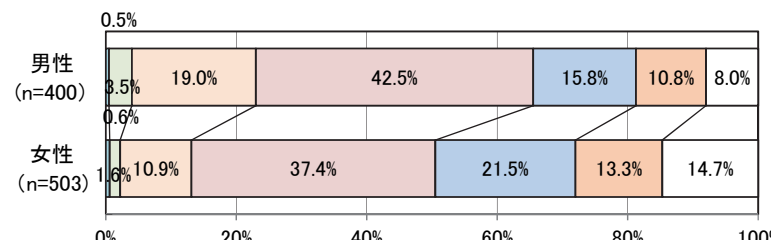
学校教育の場で



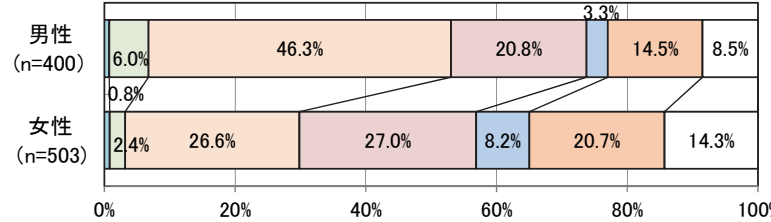
地域社会の場で



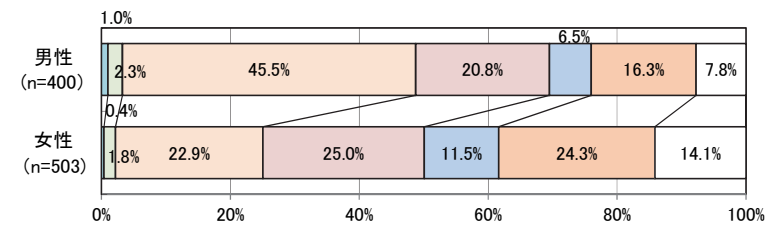
社会通念・慣習・しきたりなどで



法律や制度の上で



県や市の行政の場で



- ①女性の方が優遇されている
- ②どちらかというとな女性の方が優遇されている
- ③平等
- ④どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ⑤男性の方が優遇されている
- ⑥わからない
- ⑦無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています

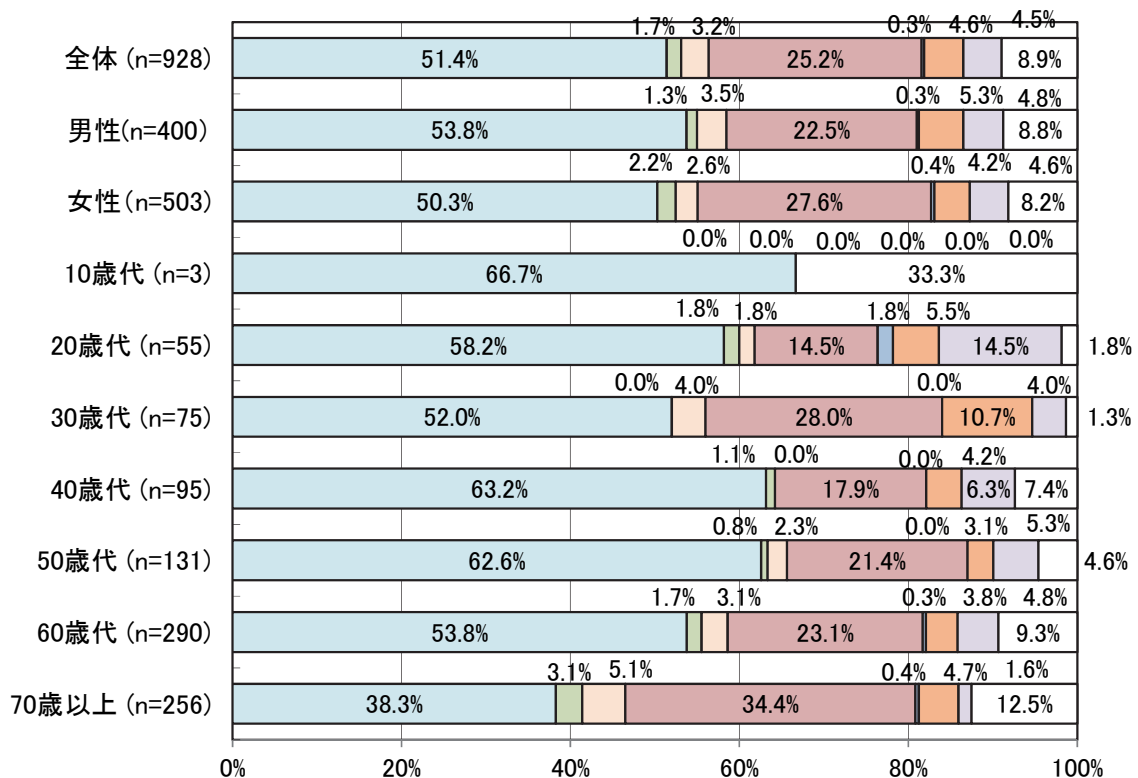


## ② 職業について

問 7 女性が職業をもつことについてどのように思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

【全体では結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい51.4%】

女性が職業をもつことについては、全体、男性、女性ともに「結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい」がもっとも多く、5割を超えています。次に多い「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の回答率は「結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい」の約半分となっています。男女別であまり差はみられませんが、年齢別では回答に多少ばらつきがみられ、10歳代、40歳代、50歳代では「結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい」が6割を超えています。



- ①結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい
- ②結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- ③子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- ④子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- ⑤職業をもたない方がよい
- ⑥わからない
- ⑦その他
- ⑧無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています

### ③ ワーク・ライフ・バランス※26（仕事と生活の調和）について

問 12 現在の生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度についてお伺いします。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

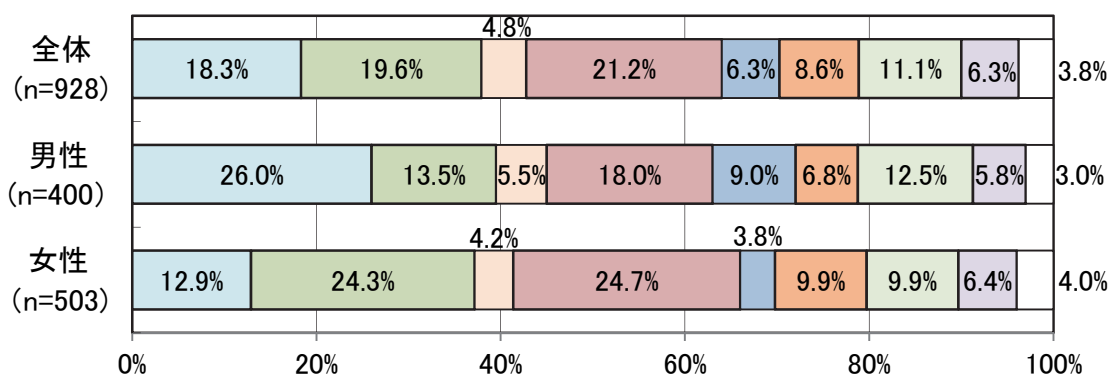
【現在では『「仕事」を優先している』方が、希望よりもかなり多い（18.3%）】

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について現在と希望を聞いてみると、現在では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』（21.2%）、『「家庭生活」を優先している』（19.6%）、『「仕事」を優先している』（18.3%）となっています。

一方、希望では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』（28.2%）、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい』（22.2%）が多く、『「仕事」を優先したい』はわずか4.5%です。

男女が協力しあい、希望するワーク・ライフ・バランスがとれるよう、家庭内での役割を見直すとともに、育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得促進、長時間労働の抑制等、働きやすい環境づくりが求められます。

[現在]

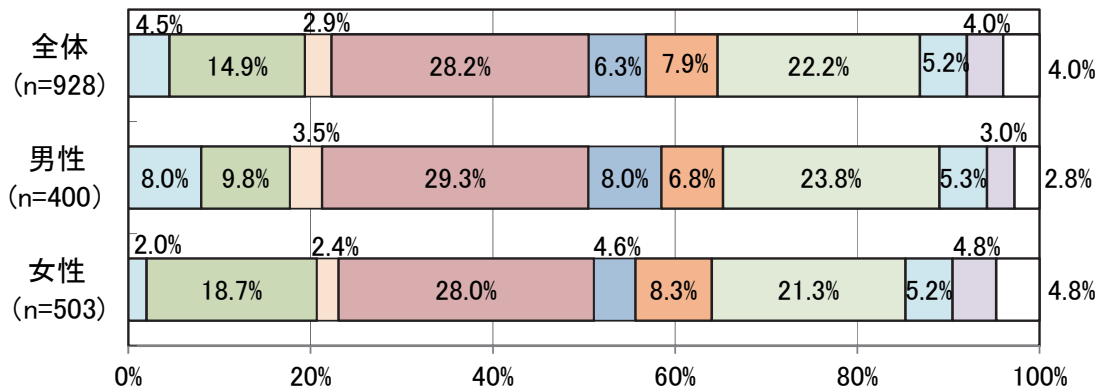


- ①「仕事」を優先している
- ②「家庭生活」を優先している
- ③「地域・個人の生活」を優先している
- ④「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- ⑤「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- ⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- ⑦「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- ⑧わからない
- ⑨無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています

問 11 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度について、あなたの希望に近いものはどれですか。あなたのお考えに最も近いものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

[希望]



- ①「仕事」を優先したい
- ②「家庭生活」を優先したい
- ③「地域・個人の生活」を優先したい
- ④「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- ⑤「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ⑦「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ⑧「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度について考えたことがない
- ⑨わからない
- ⑩無回答

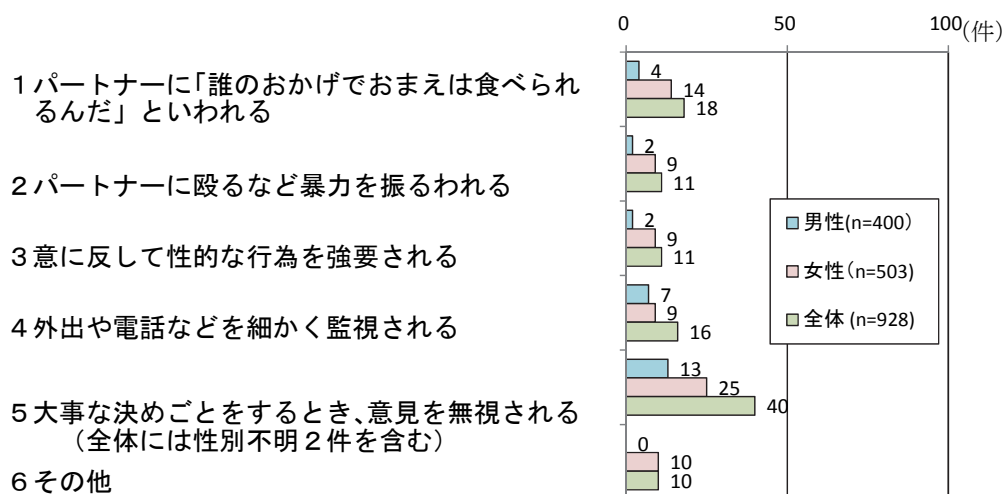
グラフは左から①、②、③の順に表示しています

#### ④ ドメスティック・バイオレンス（DV、配偶者・恋人間の暴力）について

問 22 夫婦間（恋人間も含む。）での次の行為について、あなたがこの 1 年以内に経験したことですべてについて番号に○印をつけてください。

【この 1 年以内にDVを経験した人は延べ 106 件】

この 1 年以内のDV 経験について質問を行いました。この 1 年以内にDV を経験した人は、延べで男性が 28 件、女性が 76 件、性別不明が 2 件の計 106 件です。経験したと答えた方はいずれの項目もわずかではありますが、その中で「大事な決めごとをするとき、意見を無視される」（40 件、性別不明 2 件を含む）が多くなっています。



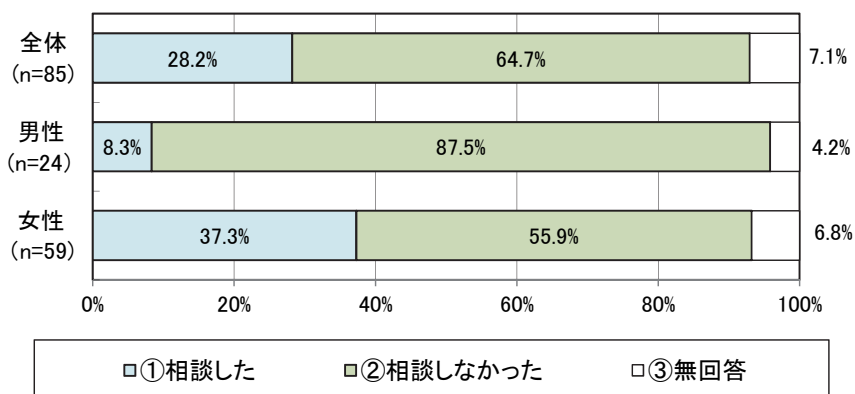
グラフは上から男性、女性、全体の順に表示しています

問 23 <前問 22 の 1~6 に 1 つでも○をつけた方におたずねします。> あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

【相談した方は全体の約 3 割（28.2%）】

DV 被害の相談をした方は女性で 37.3%、男性は 8.3%とさらに少なく、全体で約 3 割の方しか相談していません。

被害者が相談しやすくなるよう、身近な相談窓口を増やしたり、配偶者や恋人間の暴力が重大な人権侵害であるという意識を高める努力が必要です。

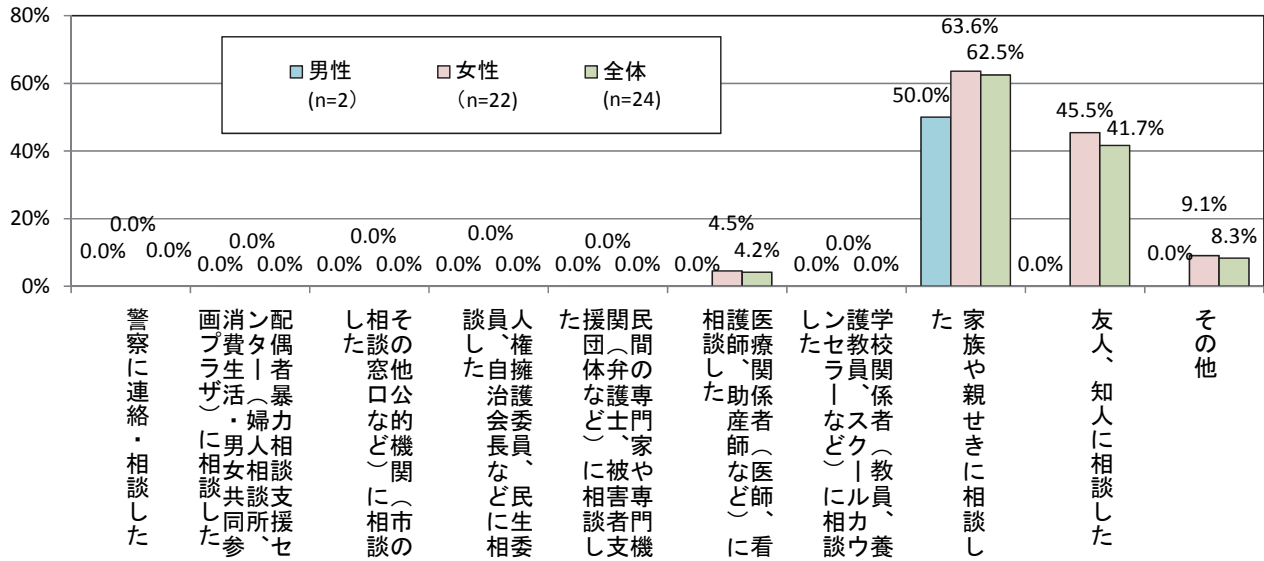


グラフは左から①、②、③の順に表示しています

問 24 <前問 23 で「①相談した」と答えた方におたずねします。あなたが相談した人（場所）を教えてください。次の中からいくつでも選んで番号に○印をつけてください。

【公的機関に相談した方は 0%】

DV 被害の相談をした方の相談先は男女ともに「家族や親せきに相談」「友人、知人に相談」が 9 割以上になっています。



グラフは左から男性、女性、全体の順に表示しています

## ⑤ 男女の人権について

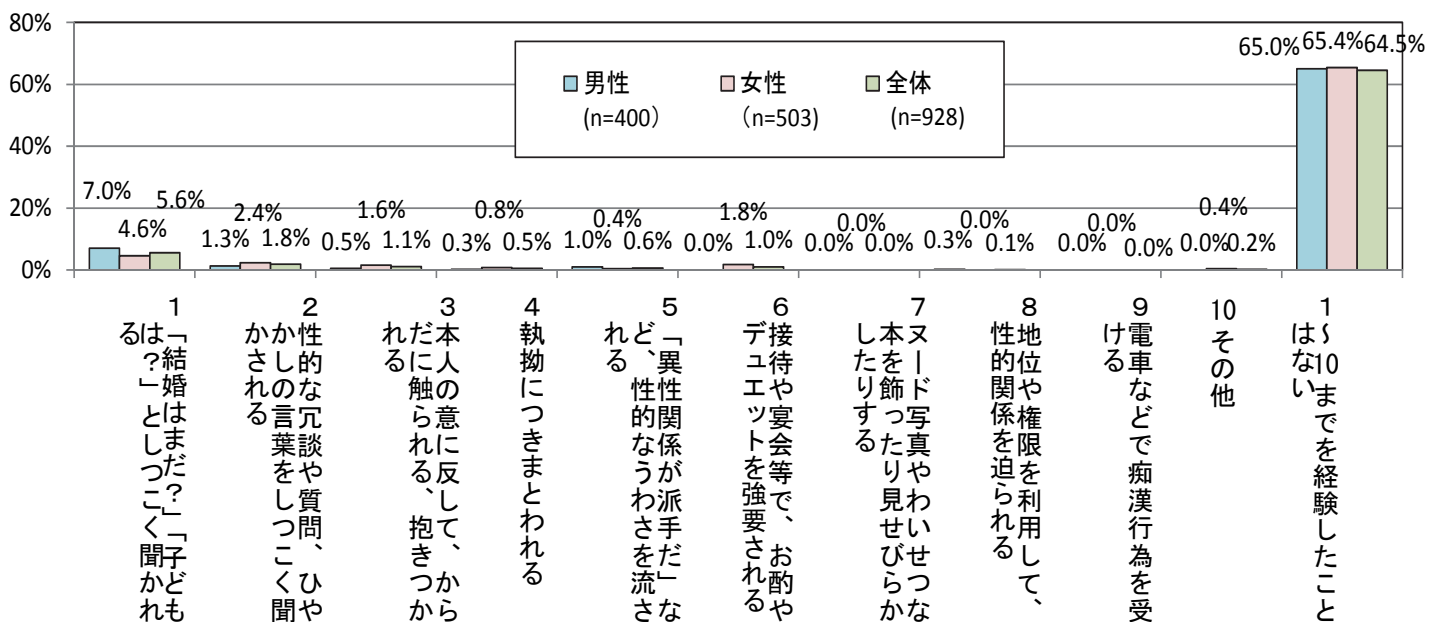
問 25 あなたは職場や地域社会などで次のような経験をしたことがありますか。  
この1年以内に経験したことすべてについて番号に○印をつけてください。

【この1年以内になんらかのセクシュアルハラスメントを経験している方が8.7%】

この1年以内のセクシュアルハラスメント経験について質問を行いました。1から10までなんらかのセクシュアルハラスメントを経験したと回答した方が、全体で8.7%でした。

経験した行為の中で最も多かったものは『結婚はまだ?』『子どもは?』としつこく聞かれる』で、全体では5.6%でした。男性が7.0%、女性は4.6%で、男性の方が多くなっています。

注) 8.7%はセクシュアルハラスメントを経験した実人数から算出



グラフは左から男性、女性、全体の順に表示しています



## ⑥ 職場における女性の働きやすさについて

問 3 あなたは、次のような分野で、今の男女は平等になっていると思いますか。各分野にあなたのお考えに近いものを項目別に1つずつ選んで番号に○印をつけてください

問 29 雇用されている方におたずねします。あなたの勤め先は次のどれに該当しますか。あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。

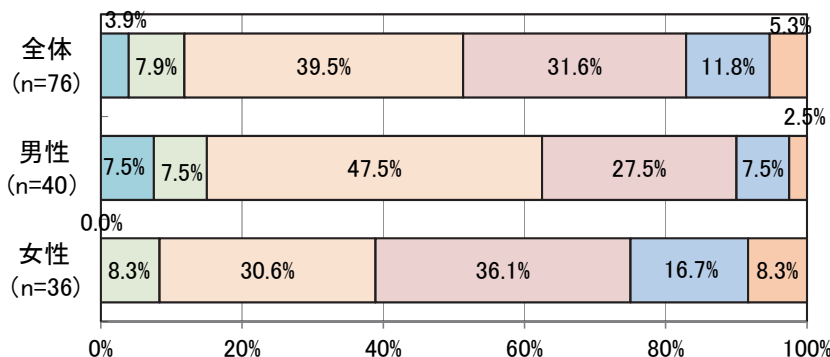
注) 問3の質問の②「職場で」を回答した方の中で、問29の回答が「常時働く者が301名以上（民間）、国・地方公共団体の機関」の方と「常時働く者が300名以下（民間）、その他」の方に分けて集計しました。

【職場で男女が平等であると考える割合は、「常時働く者が301名以上（民間）、国・地方公共団体の機関」では39.5%、「常時働く者が300名以下（民間）、その他」では32.1%】

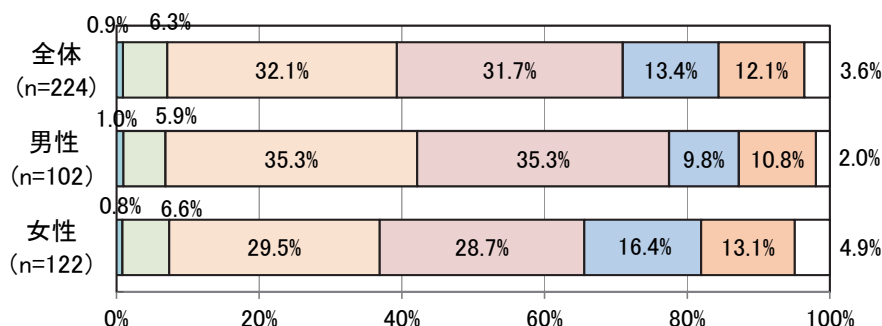
職場における男女の平等感を、「常時働く者が301名以上（民間）、国・地方公共団体の機関」の方と「常時働く者が300名以下（民間）、その他」の方に分けてみました。

「常時働く者が301名以上（民間）、国・地方公共団体の機関」は女性活躍推進法により事業主行動計画の策定が義務付けられていますが、その職場で男女が平等と考える割合は39.5%となっています。「常時働く者が300名以下（民間）、その他」では、32.1%と低くなっています。

[常時働く者が301名以上（民間）、国・地方公共団体の機関に雇用されている方]



[常時働く者が300名以下（民間）、その他に雇用されている方]



- ① 女性の方が優遇されている
- ② どちらかという女性の方が優遇されている
- ③ 平等
- ④ どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ⑤ 男性の方が優遇されている
- ⑥ わからない
- ⑦ 無回答

グラフは左から①、②、③の順に表示しています



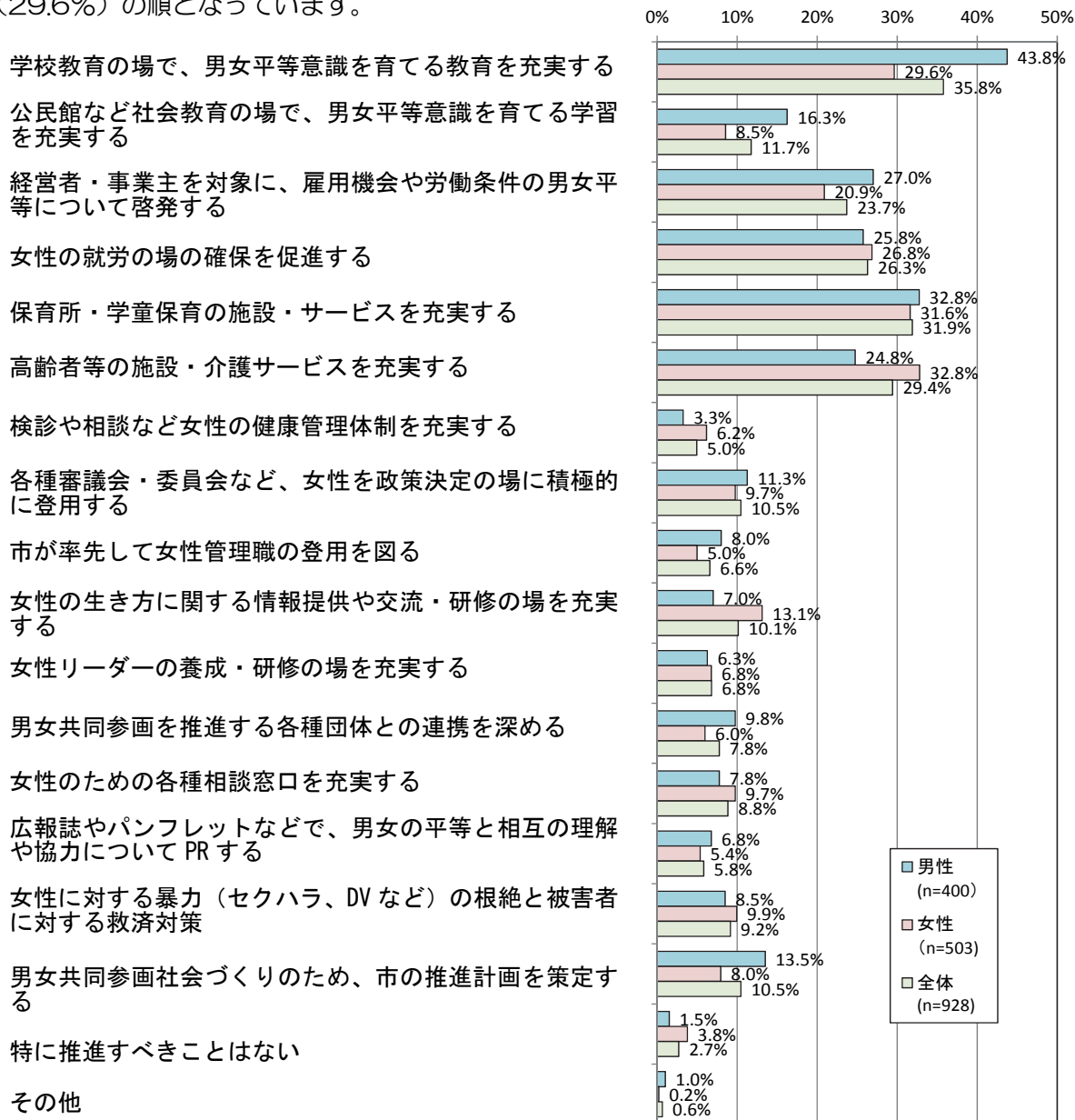
## ⑦ 女性施策について

問 31 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、市の行政はどのようなことに力を入れたいと思いますか。主なものを3つまで選んで番号に○印をつけてください。

【男性 1 位は「学校教育の場で、男女平等意識を育てる教育を充実する」、女性 1 位は「高齢者等の施設・介護サービスを充実する」】

「男女共同参画社会」を実現するために力を入れたいと思うことは、男性では意見が多い順に「学校教育の場で、男女平等意識を育てる教育を充実する」（43.8%）、「保育所・学童保育の施設・サービスを充実する」（32.8%）、「経営者・事業主を対象に、雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する」（27.0%）となっています。

女性は「高齢者等の施設・介護サービスを充実する」（32.8%）、「保育所・学童保育の施設・サービスを充実する」（31.6%）、「学校教育の場で、男女平等意識を育てる教育を充実する」（29.6%）の順となっています。



グラフは上から男性、女性、全体の順に表示しています

### 3 第1次計画の施策の目標値の達成状況

第1次計画では施策の目標項目として『「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合』や『「男女共同参画」という用語の周知度』など計9項目を設定し、それぞれに平成28年度の目標値を設定し、達成状況の把握に努めてきました。平成28年度に実施した市民意識調査で目標を達成している項目は、残念ながら皆無でした。また、平成18年度と平成28年度との調査を比べても、数値が悪化している項目が4項目ありました。

第1次計画の施策の目標値の達成状況表はP38に掲載しています。

#### ① 固定的性別役割分担に対する意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合は、平成18年度調査では48.8%でしたが、平成28年度調査では51.7%と増加しました。しかし、目標の60.0%は達成できませんでした。

今後も、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消に努めていく必要があります。

#### ② 「男女共同参画」の周知

「男女共同参画」という用語の周知度については、平成18年度調査では62.1%でしたが、平成28年度調査では59.2%に減少しています。

男女共同参画の意識をすべての市民にもってもらうよう、今後も意識の啓発を進めていく必要があります。

#### ③ 家庭生活における男女平等

家庭生活で「男女平等」であると考えている人の割合は、平成18年度調査では26.8%でしたが、平成28年度調査では30.8%に増加しました。しかし、目標値の40.0%は達成できませんでした。

今後も引き続き、男性を中心に意識の啓発を進めていく必要があります。

#### ④ 地域社会における男女平等

地域社会で「男女平等」であると考えている人の割合は、平成18年度調査では18.5%でしたが、平成28年度調査では22.3%に増加しました。しかし、目標の30.0%は達成できませんでした。

今後も引き続き、自治会等を対象とした地域社会に対して必要な施策を進めていく必要があります。

#### ⑤ 職場における男女平等

職場において、「男女平等」であると考えている人の割合は、平成18年度調査では32.0%でしたが、平成28年度調査では23.9%と逆に減少しています。

減少の原因については明らかではありませんが、今後も引き続き、職場等を対象に必要な施策を進めていく必要があります。

## ⑥ ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

パートナーに殴るなど暴力を振るわれた人（過去 1 年間）の割合は、平成 18 年度調査では 1.3%（女性のみ）でしたが、平成 28 年度調査では女性が 1.8%、全体で 1.2%となっており、依然として DV は根絶されていません。

DV が根絶されるよう、また、DV 被害者への支援について、今後も引き続き、必要な施策を進めていく必要があります。

## ⑦ セクシュアルハラスメントの根絶

職場や地域社会でセクシュアルハラスメントを受けたことがある人（過去 1 年間）の割合は、平成 18 年度調査では 26.9%（女性のみ）でしたが、平成 28 年度調査では女性が 8.9%、全体で 8.7%と、減少はしたものの、依然職場や地域社会でセクシュアルハラスメントは根絶されていません。

今後も、根絶に向けての職場や地域社会に対しての必要な施策を進めていく必要があります。

## ⑧ 審議会等における女性委員の割合

審議会等（法に基づく）における女性委員の割合は、平成 18 年度調査では 21.8%でしたが、平成 28 年度調査では 19.5%と逆に減少しています。

今後は女性委員の割合を一層増やすべく市の各課等に働きかけていく必要があります。

## ⑨ 女性委員のいる委員会等の割合

女性委員のいる委員会等の割合は、平成 18 年度調査では 72.7%でしたが、平成 28 年度調査では、77.4%に増加しています。しかし、目標の 100%は達成できませんでした。

今後は、すべての委員会等に女性委員が就任するように各方面に働きかけをしていく必要があります。

第 1 次計画の施策の目標値の達成状況表

	目標項目	H18 年度 調査	H24 年度 調査	H28 年度 調査	目標値 (目標 H28 年度)
①	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合	48.8%	53.4%	51.7%	60.0%
②	「男女共同参画」という用語の周知度	62.1%	65.7%	59.2%	100.0%
③	家庭生活で男女平等であると考えている人の割合	26.8%	31.1%	30.8%	40.0%
④	地域社会の場で男女平等であると考えている人の割合	18.5%	22.7%	22.3%	30.0%
⑤	職場で男女平等であると考えている人の割合	32.0%	32.7%	23.9%	40.0%
⑥	パートナーに殴るなど暴力を振るわれた女性(過去 1 年間)	1.3% (女性のみ)	1.8% (女性のみ)	1.8%(女性のみ) 1.2%(全体)	0.0%
⑦	職場や地域社会でセクシュアルハラスメントを受けたことがある女性 (過去 1 年間)	26.9% (女性のみ)	29.0% (女性のみ)	8.9%(女性のみ) 8.7%(全体)	0.0%
⑧	審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	21.8%	27.2%	19.5%	30.0%
⑨	女性委員のいる委員会等の割合	72.7%	80.6%	77.4%	100.0%

※H18 年度調査・H24 年度調査・H28 年度調査は、それぞれの年度に実施した市民意識調査の結果です。

目標項目の順番は、第 1 次計画から一部変更しています。

⑥はP30の間22のうち「パートナーに殴るなど暴力を振るわれる」を回答した人の割合です。

(女性のみ)とは、意識調査で女性のみにも回答を求めたものです。H28 年度調査では、男女全員に回答を求めています。

⑧の「法に基づく」とは、地方自治法第 202 条の 3 の規定に基づくものです。

⑨の「女性委員のいる委員会等」とは、⑧の審議会等に地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等を加えたものです。

## 第4章「第2次男女共同参画プランたけた」の基本的な考え方

### 1 国の新しい計画を考慮した計画づくり

第1次計画（男女共同参画プランたけた）では、「男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境づくり」、「働く場における男女共同参画の推進」、「政策・方針決定の場への女性参画の推進」の5つの重点目標を基に推進してきました。

国は、2015年（平成27年）12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

この計画において改めて強調している視点は以下のとおりです。「第2次男女共同参画プランたけた」においても、下記の視点を盛り込んだ計画とします。

#### 国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

##### 【あらゆる分野における女性の活躍】

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクション<sup>\*27</sup>の実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組みや、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組みを進める。

##### 【安全・安心な暮らしの実現】

- (1) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (2) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化する。

##### 【男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備】

- (1) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (2) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

##### 【推進体制の整備・強化】

- (1) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組みが全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

## 2 働く女性への支援とワーク・ライフ・バランス

2016年（平成28年）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「女性が職業をもつことについてどのように思いますか」という質問では「結婚や出産にかかわらず職業をもち続ける方がよい」が51.4%を占めている（P27に掲載）にもかかわらず、市民意識調査の結果からは、まだまだ家庭生活の負担が女性に偏り、男性は仕事中心という現状がみうけられます。

また、女性が職業をもち続ける上で、障害となっていることの1番に「家事や育児・介護との両立が困難」（70.5%）があげられており、育児や介護は男女で担うべきという意識は浸透しつつあるものの、現状は女性が担わざるを得ない状況がみられます。

女性が職業をもつための条件整備として「保育・介護・家事の支援施設やサービスの充実」（48.6%）「家族の協力」（46.4%）「子育て後などの再就職・再雇用制度の充実」（43.0%）があがっていることから、女性が働き続けるためには、女性だけにとどまらず、社会、企業、男性側の取組みが求められます。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すためには、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けやすいように育児・介護施設等の環境整備の充実が求められます。

## 3 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害者への支援

男女共同参画社会は、男女が平等な存在であることが大前提です。配偶者等からの暴力（DV）は、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者間等の暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題ですが、家庭内において行われることが多いため潜在化しやすく、外部からその発見が困難な現状があります。

2016年（平成28年）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査においても「パートナーに殴るなど暴力を振るわれる」という質問に答えた女性は1.8%でした。

DVは、身体的暴力だけではありません。性犯罪は暴力等により被害者が身体的精神的に大きな被害を受けます。職場や地域社会などでのセクシュアルハラスメントの防止も重要です。

DV・性犯罪者等の被害者の相談・支援体制の充実を図る必要があります。

## 4 女性の参画及び活躍の推進

2016年（平成28年）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「地域社会の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」について、女性が考える平等感の割合が他の項目よりも低くなっています。

一方で、少子高齢化・過疎化の進行で、地域における高齢者の孤立化や地域の見守り等に対して、日頃から地域のつきあいの多い女性がコミュニティで果たす役割は、以前にも増して、重要となっています。

また、国においては、2015年（平成27年）に女性活躍推進法を制定しました。法では、

以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとしています。

#### 女性活躍推進法における基本原則

- ◇ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ◇ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ◇ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

男女共同参画社会の実現のため、地域づくりや防災活動への女性参画の推進、政策・方針決定の場への女性参画の推進、女性の職業生活における活躍の推進を目指す必要があります。

## 第5章 計画の内容

### ● 新計画の体系図

総合目標	基本目標	重点目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(1)男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進	①男女共同参画に向けた意識づくり
			②メディアにおける人権尊重の推進
			③性に関する知識の普及
			④男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進
			⑤家庭・地域における男女平等教育の推進
			⑥事業所等における男女平等教育の推進
		(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶	①家庭内暴力等への社会的認識の徹底
			②相談・支援体制の整備
	Ⅱ 男女が共に生きるための環境づくり	(1)家庭生活、地域社会で男女が協力し合う環境づくり	①子育て支援体制の充実
			②高齢者・障がい者等に対する福祉の充実
			③生涯にわたる健康づくりへの支援
			④地域における男女共同参画の推進
			⑤防災の視点における男女共同参画の推進
	Ⅲ 女性の活躍の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
		(2)働く場における男女共同参画の推進	①男女が共に働きやすい労働環境の整備
②農林業・商工業女性の生活・就労環境の整備			
③女性が活躍しやすい職場づくり			
(3)政策・方針決定の場への女性参画の推進		①審議会等への女性参画の推進	
		②男女共同参画を担う人材育成	
男女共同参画推進体制の整備		①市の推進体制の機能強化	
		②男女共同参画推進体制の整備	
		③推進計画の円滑な進捗管理	



## 基本目標 I

### 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するうえで基本となるものです。しかし、性別を理由とする差別的扱いや配偶者やパートナーからの暴力などの人権侵害は、未だ社会の様々なところに存在しています。

「男だから、女だから」という性別による決めつけが、無意識のうちに私たちの心の中に潜み、日常生活や社会の慣習にも根強く残り、「自分らしく」生き、活躍することを阻害する要因になっています。しかも、多くの人々が「男はこう、女はこう」という偏見や差別を行っていることに気づかないでいます。

そのため、男女共同参画についての正しい認識を持ち、男女が社会における活動を自由に選択できるようにするために、意識啓発や教育などを子どもの頃から継続して行うとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントの被害者の支援等を行っていく必要があります。

また、女性と男性は身体づくりが異なります。男女が互いの身体の特徴について話し合い、生涯を通じて健康に過ごすことができるようにすることが重要です。

日本国憲法がうたう、男女の性別にかかわらずに一人の人間として、その人権が尊重される社会（男女共同参画社会）の実現に向け、2つの重点目標を掲げて取り組みます。

## 重点目標(1)

### 男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進

#### 【基本的方向性】

男女共同参画社会の実現に向けて最も重要なことは、私たち一人ひとりが男女共同参画、男女平等についての認識を深めることです。市民が男女平等の意義と価値を認知し、「男女共同参画」を自分自身の生き方としてかわり、男女共同参画に対する正しい理解と意識を持つことが求められています。

そのための取り組みとして、家庭・幼児・学校・社会教育を通じた学習機会の充実を図るとともに、学習環境や教育の場において潜在する男女差別や偏見の是正に努めます。同時に、女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を高める取り組みを行います。

また、意識づくりを推進するためには、あらゆる場面で多くの人たちが男女共同参画に関するさまざまな情報を共有することが重要なため、広報たけたやホームページなど、様々なメディアを活用し、男女共同参画の意識を浸透させるための情報を効果的に発信していきます。

さらに、家庭、事業所、地域といった様々な場面で男女がともに輝けるよう、互いを思いやる意識の啓発に努めます。

基本目標 Ⅰ  
重点目標(1)

**施策の方向① 男女共同参画に向けた意識づくり**

「男らしく」「女らしく」などの考えは、社会的・文化的につくられた意識であり、生まれつき持っている性差とは別のものです。しかし、この性別に基づく固定的な役割分担意識は、私たちの生活の中に深く根つき、「男は仕事、女は家庭」といった様々な形で私たちの行動に影響を与えてきました。

今後はこのように長い間培われてきた社会通念・慣行などの見直しが行えるよう、男女ともに男女共同参画社会への理解を積極的に働きかけ、男女の人権が等しく尊重される意識づくりに努めます。

**市民・家庭では**

- 参加することが男女共同参画の第一歩です。講演会等に参加しましょう。
- 日常生活での習慣や慣行に男女差別はないか考えてみましょう。
- 無意識のうちにも男だから、女だからと考えていないか、見直してみましょう。
- 自治会長等は男性が務めるものだといった固定的な慣行を見直してみましょう。

**事業所等では**

- 採用、昇格、仕事の任せ方などに格差がないか、男女雇用機会均等法に沿って見直してみよう。
- 女性が職場においても、能力を発揮できるよう、事業所の労働環境を見直してみよう。

**竹田市では**

- 家庭や地域の社会制度・慣行に残る男女差別的な要素に市民が気づき、見直す機会を提供します。
  - \* 広報たけたやホームページ等を通じて働きかけます。(総務課/企画情報課)
  - \* 「竹田市男女共同参画推進大会」を開催します。男女共同参画の啓発チラシを配布します。竹田市人権啓発推進協議会会員へ情報提供等を行い、意識づくりを進めます。毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」期間中に、竹田市女性団体連絡協議会等と共同で街頭啓発キャンペーンを実施します。(人権・同和对策課)
  - \* 講演会・講座等を開催し、啓発に努めます。(人権・同和对策課/生涯学習課)
- 率先して男女共同参画の推進ができるように、職員研修を行います。各課の男女共同参画推進担当者を通じて職員の男女共同参画の意識づくりを進めます。(総務課/人権・同和对策課)

○事業所等に対する男女共同参画に関する実態・意識の進捗状況の調査を実施するとともに、事業主に対して、職場の慣行等の見直しを働きかけます。（総務課／商工観光課）

**基本目標 Ⅰ**  
**重点目標 (1)**

**施策の方向② メディアにおける人権尊重の推進**

テレビや新聞、雑誌、インターネットなどのメディアからは日々大量のメッセージが発信されています。また、SNS<sup>\*28</sup>（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しています。

メディアにおいて女性の性的側面が強調されたり、女性に対する暴力が無批判に扱われたり、男女の固定的な役割を温存する表現が伝達されれば、そうした観念が人々の意識や社会に大きな影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めてしまいます。

現代社会の中で生きる上で、情報を受ける側もそのまま受け入れるのではなく、メディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。

**市民は**

○テレビ、雑誌、新聞などのマスメディアに男女差別的な表現がないかチェックしてみましょう。

**竹田市では**

○男女共同参画の視点に立った情報発信を行うことについて、広報たけたやホームページ等で啓発活動を推進します。（総務課／企画情報課／人権・同和対策課）

○広報たけたやホームページ等でメディア・リテラシーについての普及啓発を図ります。（総務課／企画情報課／人権・同和対策課）

○メディア（テレビやゲーム、携帯電話等）との付き合い方やメディア・リテラシーを身につける学習を推進します。（学校教育課）

基本目標 Ⅰ  
重点目標(1)

施策の方向③ 性に関する知識の普及

女性の妊娠、出産など母性機能の社会的重要性の認識を高めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう各種保健講座などを通じて啓発を図ります。

また、子どもから大人へと成長を遂げる過渡期である思春期の喫煙、閉じこもり、薬物乱用などの今日的課題や性行動に対応し、性に関する正しい知識を身につけるなど適切な行動がとれるよう思春期保健を充実します。さらに、乳幼児とのふれあいを通じて命の大切さや子育ての意義を普及していきます。

市民・家庭では

- 互いに思いやりを持ち、相手の気持ちを理解するように努めましょう。
- 正しい性に関する知識の習得に努めましょう。
- 男女の性差・LGBT などの理解に努めましょう。

竹田市では

- 性に関する正しい知識、豊かな生き方と性など、学校・家庭・社会のあらゆる場で考えることのできるような学習と教育の機会を広げます。
  - \*お母さん教室（妊婦）・両親学級を開催します。（保険健康課）
  - \*学校で男女の性差・個人差・LGBT などの性教育の充実に努めます。（保険健康課／学校教育課）
  - \*小学生・中学生・高校生対象の思春期セミナーを開催します。（保険健康課／生涯学習課）
- 性に関するさまざまな不安や悩み・問題に対して、生理的・心理的・社会的側面から援助できる、相談・カウンセリング体制の充実に努めます。
  - \*思春期相談・妊婦相談・不妊相談・更年期相談・メンタル相談等を、電話や来所で気軽に相談できる工夫をします。（相談窓口：保険健康課／各支所地域振興課／保健所等）

基本目標 Ⅰ  
重点目標 (1)

**施策の方向④ 男女共同参画の視点に立った幼児教育・  
学校教育の推進**

子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を受けることや生活環境に身を置くことは、その後の人格形成にも大きな影響を与えます。

子どもが初めて集団で過ごす保育所・幼稚園から、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、小中学校においては、児童・生徒の個性や能力に応じた教育・指導を行います。また、子どもに大きな影響力をもつ教職員等への男女平等に関する継続的な意識啓発や研修を行います。

さらに、家庭教育の役割も重要であることから、保育所・幼稚園、学校を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。

市民・家庭では

- 子どもの学習や進路を「男の子・女の子」で分けていないか、考えてみましょう。
- PTA 活動への父親の積極的参加を図りましょう。
- 子どもたちが学校で学んできたことについて話し合ってみましょう。
- 子どもたちが性を大切にしよう家庭で話し合みましょう。

学校等では

- 男女平等意識を育てる教育実践をさらにすすめましょう。
- お互いの性を尊重した教育をさらに充実させましょう。
- 障がい者や高齢者とのふれあい活動など、体験的な学習をさらに推進しましょう。
- 差別や偏見を許さない民主的な集団づくりをすすめましょう。

竹田市では

○あらゆる偏見や差別のない望ましい人間関係や思いやりの心を育てる教育を推進します。

\*保育所における男女平等教育（社会福祉課）

- ①差別やいじめのない集団づくりに励み、友達を大事にする指導を行います。
- ②誰とでも仲良く遊べるように指導します。
- ③障がい者や高齢者とふれあう場を多くし、お互いが理解しあえるように努めます。
- ④ことばづかい、外見、性差で相手を判断しない指導を行います。

\*幼稚園における男女平等教育（学校教育課）

- ①性差別にかかる固定観念や表現をなくす指導を行います。

- ②園児が自己主張でき、自由な選択ができる場づくりに努めます。
- ③高齢者や障がい者とふれあう機会を多くし、お互いが理解しあえるように努めます。
- ④母子家庭・父子家庭・宗教の違いによる各種行事等の対応に努めます。

\*学校における男女平等教育（学校教育課）

- ①人権教育の充実に努めます。
- ②お互いの性を尊重した教育の充実に努めます。
- ③家庭科教育の充実に努めます。
- ④教職員研修の充実に努めます。
- ⑤P T A活動における男女共同参画の研修を積極的に実施します。

**基本目標 Ⅰ**  
**重点目標 (1)**

**施策の方向⑤ 家庭・地域における男女平等教育の推進**

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女平等の理念を理解することが不可欠であり、家庭・地域等における教育・学習の果たす役割は重要です。

市民意識調査での家庭内の役割分担については（P23 に掲載）、ほとんどの項目で「主に妻」の回答割合が最も多く、女性にかかる圧倒的な家事負担等の状況がわかります。

性別による固定的役割分担の是正をめざした情報提供に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた講演会等を開催することにより男女平等教育の推進に努めます。

**家庭では**

- 男女とも、家事・育児・介護を担えるようにしましょう。
- 互いに思いやりを持ち、感謝の言葉などを忘れないようにしましょう。
- 子育てや介護などに関する講座などを活用しましょう。
- 子育てや介護などに関する支援制度などを活用しましょう。

**地域では**

- 地域活動での仕事や地域の役員などについて、性別による理由で区別しないで、その人の適性を活かしましょう。

**竹田市では**

- 家庭生活における役割分担・慣習の見直しの啓発を積極的に実施します。
- \*男性が自信をもって家事・育児等を行うために、男性料理教室、育児講座等気軽に参加できる各種生活技術講座を開設します。（保険健康課）

○あらゆる機会・場面をとらえて、社会通念・習慣・しきたりの中にある性差別意識の是正に努めるとともに、市民・地域・事業所・団体との連携による人権意識向上の啓発に努めます。

\*人権を守る市民の集いを開催します。(人権・同和対策課)

\*竹田市人権啓発推進協議会を通じ、男女平等教育を推進します。(人権・同和対策課)

\*子どもから高齢者まで、「いつでも・どこでも・だれでも」学習する機会を提供し、自らの生活に即する文化的教養の向上に努めます。(生涯学習課)

\*成人式をはじめとした、青年層の活動支援を通して、他職種・他地域との交流の場を設定し、お互いに理解し協力し合えるように努めます。(生涯学習課)

\*自治会・公民館・PTA・女性団体等の活動の中における研修会の開催の支援を行います。(生涯学習課)

\*広報たけた・ホームページ・情報誌等による啓発を行っていきます。(各課)

○相談窓口を設置し、人権の問題としての相談等、市民が気軽に相談できるよう努めます。  
(相談窓口：人権・同和対策課／各支所地域振興課)

○家庭の教育力を高めるために、家庭教育講演会や親子ふれあい事業等を開催することにより、家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

\*竹田市青少年育成市民会議、各地区連絡協議会と連携し、ボランティア活動等を通じて、大分県が「青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日」として定めた「家庭の日」(毎月第3日曜日)の周知と推進に取り組めます。(生涯学習課)

○女性問題をはじめとした身の回りの人権問題について、学習を通じ人権尊重社会の確立を目指し、市民の差別意識根絶に取り組む指導者の養成に努めます。

\*市民を対象に人権学習学級を開催し、指導者の養成に努めます。(生涯学習課)

\*市職員を対象に、各職場や地域における啓発指導を行える資質を備えた指導者を養成するため人権教育推進指導者養成講座を開催します。(生涯学習課)

## 施策の方向⑥ 事業所等における男女平等教育の推進

事業所等において、働く男女がともに差別的扱いを受けることなく、個人の個性や能力を発揮することができるようにするため、学習の機会を提供するとともに、事業所等における男女平等教育の自主的な取組みを支援します。

### 事業所では

- 「男だから、女だから」ということで、仕事の分担や内容を決めていないか見直してみましよう。
- 「男だから、女だから」ということで、給料や昇格に格差はないか見直してみましよう。

### 竹田市では

- 市内の事業所等に、男女雇用機会均等法の周知を図り、男女平等な職場環境づくりを促進します。
  - \*事業所等に対する男女共同参画に関する実態・意識の進捗状況の調査を実施します。(総務課/商工観光課)
  - \*県と連携し市内事業所等に対し働きかけます。(総務課/商工観光課)
  - \*商工会議所等に対して働きかけを行います。(総務課/商工観光課)
  - \*事業所等を対象とする人権学習学級を開催し、指導者の養成に努めます。(生涯学習課)



## 基本目標 Ⅰ 重点目標(2)

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【基本的方向性】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力には、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアルハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等が含まれます。

夫婦や恋人同士など親密な関係にあるにもかかわらず振るわれる暴力は、被害者の多くが女性です。その背景には、女性は男性に従うのが当たり前といった意識や経済力の格差などが挙げられます。配偶者からの暴力は、被害者だけでなくその子どもにも悪影響を与えます。

法律等の整備が進み、DVという言葉の認知度は高くなってきていますが、「殴る、蹴る」などの身体的な暴力のほかに、「大声で怒鳴る」「無視をする」などの精神的暴力、「性行為の強要」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「外出を制限する」などの社会的暴力がDVにあたるという認識は不十分であり、認識不足から被害が潜在化、深刻化することも考えられるため、適切な意識啓発が必要となっています。そのため、DVを許さないという社会的認識の醸成や、理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、DV被害者が、一人で我慢せず、安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。

#### 施策の方向① 家庭内暴力等への社会的認識の徹底

DVやセクシュアルハラスメントなどの行為は、人権侵害であり、いかなる理由があろうとも認めることはできません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。

近年では女性のみならず、男性のDV被害や交際関係で起こるデートDV<sup>※29</sup>も深刻化してきていることにより、若年層にも男女間の暴力などに関する正しい理解と認識を促す必要があります。

また、毎年11月12日からの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。運動の趣旨である「女性に対する暴力は決して許されないものである」という社会的な認識を確立するため、県と共同で啓発活動を行います。

## 市民・家庭・職場では

- DVは、犯罪であるとの認識を持ちましょう。
- 暴力は身体的なものに限りません。精神的・性的・経済的・社会的なものも暴力であるとの認識を持ちましょう。
- セクシュアルハラスメントは、人権の侵害であるとの認識を持ちましょう。
- どんなことがセクシュアルハラスメントになるのか学習しましょう。
- 職場にセクシュアルハラスメントなどがないか調査しましょう。

## 竹田市では

- 広報たけたやホームページなどを通じて積極的な啓発に努めます。(総務課／人権・同和対策課／生涯学習課)
- 人権学習会等においてDVを取り上げ、人権の問題として意識し、問題発見や解決に向かって協力する地域体制づくりをめざします。(総務課／人権・同和対策課／生涯学習課)
- セクシュアルハラスメントは、人権侵害行為であるという認識の浸透を図るため、様々な人権教育の機会をとらえて啓発に取組みます。(総務課／人権・同和対策課)
- 市職員については、「竹田市職員ハラスメント防止要綱」により、職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に努めます。(総務課)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、竹田市女性団体連絡協議会・人権擁護委員と共同で街頭啓発キャンペーン・ポスター掲示等を行い、運動の趣旨の普及啓発を図ります。(人権・同和対策課)
- 事業主や労働者に対して、学習機会の提供や意識の啓発に努め、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントの解消を図ります。(商工観光課)

### 基本目標 1 重点目標 (2)

#### 施策の方向② 相談・支援体制の整備

夫婦間やパートナー間でのあらゆる形態の暴力や、職場や地域社会などでのセクシュアルハラスメントなどの被害者が、速やかに相談を受けられるよう相談・支援体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携により、早期の保護・自立支援に努めます。

DVやセクシュアルハラスメントなどの行為に周囲が気づいた際には、速やかに警察や配偶者暴力相談支援センター、おおいた性暴力救援センター・すみれなどの各種機関に通報・連絡できる体制を整備します。

## 市民・家庭・地域・職場等では

- 暴力を受けた時、一人で悩まないで、民生委員・警察署・市役所・地域包括支援センター・配偶者暴力相談支援センターなどに相談しましょう。
- 周囲に暴力を受けているのではないかとと思われる人がいる場合、関係機関に相談しましょう。
- 暴力の加害者の更生にも協力しましょう。

## 竹田市では

- 相談・支援体制の整備に努めます。
  - \*どこで、どのような相談窓口を開設しているのかを、広報たけたやホームページ等を通じて周知します。(総務課／企画情報課)
  - \*県の機関である配偶者暴力相談支援センターやおおいた性暴力救援センター・すみれ、警察と連携を図り、多様な支援体制がとれる環境づくりを進めていきます。(人権・同和対策課／社会福祉課／高齢者福祉課)
  - \*人権・同和対策課が相談窓口となり、相談・自立支援を行い、場合によっては一時保護等の安全確保を行います。(人権・同和対策課／社会福祉課／高齢者福祉課)
  - \*竹田市社会福祉協議会で月1回開催される法律相談において、弁護士が無料で相談に応じ法的解決を図ります。(社会福祉協議会)
  - \*高齢者を中心に地域包括支援センターの総合相談において、
    - ①地域におけるネットワーク構築
    - ②実態把握
    - ③総合相談支援等を行い、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施するとともに、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定、適切なサービスや制度につなぎます。(高齢者福祉課)
  - \*各種研修会に積極的に参加し、相談に応じる側の資質の向上を図ります。(人権・同和対策課／社会福祉課／高齢者福祉課)
- 関係機関との連携を強化し、問題発見と解決に努めます。
  - \*被害者支援の中核となる配偶者暴力相談支援センターや医療機関、警察等の関係機関、NPOによる民間シェルターなどと連携し、問題発見と解決に努めます。(人権・同和対策課／社会福祉課／高齢者福祉課)
  - \*児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待など、家庭内における虐待の防止に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、虐待防止ネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。(社会福祉課／高齢者福祉課)

## 基本目標 Ⅱ

### 男女が共に生きるための環境づくり

少子・高齢化や国際化などの社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためには、市民一人ひとりの人権が尊重され、喜びも責任も分かち合いつつ、性別などにかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮することが重要です。

男女が共に仕事や家庭生活・地域活動を両立できるよう、働きやすい環境の整備や男性の家庭生活への参加促進、子育て・介護支援などを積極的に推進していく必要があります。

男女が互いに思いやり支え合って、共に生きるための環境づくりを進めます。

### 重点目標(1)

#### 家庭生活、地域社会で男女が協力し合う環境づくり

##### 【基本的方向性】

男女が共に仕事や地域活動などに積極的にかかわり、いきいきとした生活を送るためには、それぞれのライフスタイルに応じて、役割分担などを見直しながら、互いが自立し、支え合う家庭づくりを促進することが重要です。

男女が社会の対等のパートナーとして、家事・育児・介護などの家庭における責任を共に担い、子どもや高齢者を含めた家族みんながお互いに敬意と愛情をもって生活することが求められています。また、子育てや介護を各家庭の責任だけで行うことは、非常に大きな負担となるため、これらを社会全体で支えていく体制の整備が必要です。

また、少子・高齢化が進展し、社会情勢が大きく変化する中、地域では、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の形成に不可欠です。

さらに、地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災などの分野においても、男女共同参画の視点から活動を促進していきます。

基本目標 II  
重点目標 (1)

**施策の方向① 子育て支援体制の充実**

男女が協力し合いながら子育てができる環境づくりに努めるとともに、地域における子育て支援や妊娠期からの母体の健康管理、乳幼児の健康の確保・増進等、各種取組みを進めていきます。

**市民・家庭・地域・職場では**

- 家庭内で男女が協力しあいながら子育てをしましょう。
- 子どもを地域全体で守り、育てるという意識を持ちましょう。
- 育児の楽しさ・苦労を家族で分かち合いましょう。
- 困ったときに頼れる、親しい人を地域の中で持ちましょう。
- 母体保護のため、生理休暇、妊娠中の健康管理、産前産後休業などについて理解しましょう。
- 育児休業・介護休業・子の看護休暇などが取得しやすい職場環境を整備しましょう。

**竹田市では**

- 不妊症・不育症に関する情報提供を行い、早期に適切な治療を開始できるよう周知・啓発を行うとともに、子どもを望む夫婦の不妊・不育治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費を助成します。(保険健康課)
- 子育てをする地域づくり・仲間づくりを推進します。(保険健康課)
  - \*子育てサークルや障がい児をもつ親の会等が、子育てをする中での不安や悩みを自由に話しあい、子どもも親も、楽しく交流しあえる仲間づくりができるよう活動を支援します。
  - \*母子保健推進員や子育てボランティア、愛育保健推進員等の活動の支援、子育て講演会等を行い、地域全体で子育てをしていく環境づくりに努めます。
- 子育ての支援体制を強化し、子育ての不安解消に努めます。(保険健康課・社会福祉課)
  - \*家族の団らん・育児参加への支援を行います。
    - ①親子ふれあい行事を開催します。
    - ②妊婦学級・両親学級・育児学級を開催します。
    - ③子育て相談員・家庭相談員が子育てに関する相談に対応します。
  - \*乳幼児のこころと体の健やかな成長を守る支援を行います。
    - ①新生児訪問を実施します。
    - ②乳幼児健診を実施します。
- 家庭や地域での子育てに関する環境づくりや相談体制の充実に努めます。(社会福祉課)
  - \*子育て親子が自由に集う場所を提供するとともに、子育てアドバイザーによる子育てに対する疑問や不安等への相談事業、子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、子

育て世代の交流の場を提供し、子育ての負担軽減やストレスの解消を図ります。(地域子育て支援拠点事業)

\*育児の手助けが必要な人からの依頼に応じて、手助けをできる人を紹介し、子育てのお手伝いをします。(ファミリー・サポート・センター)

\*子育てをする人の精神的・肉体的負担を軽減するために NPO 法人と連携し、地域での支援体制をサポートします。(社会福祉課)

○多様化する保護者の就労形態に合わせ、安心して子育てができるよう保育所、病児保育、放課後児童クラブの保育体制の充実を図ります。(社会福祉課)

\*必要に応じて保育時間を延長します。(延長保育サービス)

\*保護者の勤務、傷病等や育児疲れを解消したい時など緊急・一時的に保育に欠ける児童を保育します。(一時保育サービス)

\*放課後、家庭で保育できない児童が安全に、安心して過ごせる場所を提供します。(放課後児童クラブ)

○NPO 法人等が行う、地域に根づいた組織の積極的な活動に対して、支援の強化に努めます。(社会福祉課)

○子育て家庭の経済的負担を軽減します。

\*未就学児の入通院費及び小中学生の入院費を全額助成します。また、小中学生の通院費を一部自己負担はありますが、助成します。(子ども医療費助成制度/保険健康課)

\*保育料を3歳未満の第2子については半額、第3子以降は無料にします。(にこにこ保育事業/社会福祉課)

\*中学校修了までの児童を養育する保護者に対して手当を支給し、生活の安定、児童の健全な育成を図ります。(児童手当制度/社会福祉課)

○ひとり親家庭に対し様々な支援を行います。(社会福祉課)

\*ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育する保護者に児童扶養手当を支給します。

\*母子生活支援施設への入所措置や緊急一時保護等の支援により、経済的、精神的に自立できるよう助言、指導を行います。

\*ひとり親家庭の健康保持及び経済的負担の軽減のため、医療費を助成します。

\*経済的自立と生活の安定を図るため、母子家庭を対象に無利子または低利子で貸付を行います。(母子寡婦福祉資金貸付金)

\*母子・父子自立支援員が、ひとり親からの様々な相談に対応できる体制強化に努めるとともに、関係機関とのネットワークによる雇用機会の確保に努めます。



## 施策の方向② 高齢者・障がい者等に対する福祉の充実

本市の65歳以上の高齢化率は44.5%（平成27年国勢調査人口）で、高齢社会における対策が必要となっています。一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯、障がい者・児などの援護を必要とする人が、住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を送ることが必要です。

男女共同参画の視点にたち、様々な困難な状況におかれている人が安心して暮らせるよう、介護保険制度等によるサービスの充実に努めるとともに、各種の支援事業について十分理解されるよう啓発に取り組めます。また、高齢者の社会参画の機会を提供し、意欲と能力に応じて社会を支える一員として貢献できる環境の整備を進めます。

### 市民・家庭・地域・職場等では

- できるだけ要介護状態にならないよう、病気予防、介護予防に努め、要介護状態になっても、その軽減・悪化の防止に努めましょう。
- 介護を家庭のみの問題として抱え込まないで、介護保険制度などのサービスを活用しましょう。
- 介護保険制度を有効に活用し、みんなで協力して介護にあたりましょう。
- 高齢者や障がい者が、可能な限り自立した日常生活を送れるよう地域全体で支えていきましょう。
- 高齢者・障がい者を積極的に雇用しましょう。
- 介護休業などが取りやすい、職場づくりを進めましょう。

### 竹田市では

- 要介護状態等にならないための介護予防事業等を積極的に実施するとともに、疾病の早期発見に努める検診活動の充実、生活習慣を改善して健康を増進する予防活動に一層の重点をおいた対策を推進します。（保険健康課）
- 援助を必要とする人の相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供ができるように、民生委員・児童委員を対象に学習会を行います。（社会福祉課）
- 高齢者福祉サービスの充実に努めます。（高齢者福祉課）
  - \* 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、生きがいの醸成と心身機能の向上及び要介護の状態への進行の予防に努めます。
  - \* 豊かな人生を過ごせるよう、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのために多様な社会活動が行われるよう社会参加を促します。
  - \* 一人暮らしの高齢者や重度の身体障がい者などの安否の確認、声かけを推進します。

- 地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」に取組み、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、高齢者のニーズと医療・介護の実情を正確に把握し、豊かな老後生活に向けて、住民や医療・介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者の支援を推進します。(高齢者福祉課)
  - \*地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
  - \*「長寿いきいきプラン(竹田市老人福祉計画・介護保険事業計画)」との整合性を図るとともに、随時プランの見直しを行い、実現に努めます。
- 障がい者の自立支援に努めます。(社会福祉課)
  - \*障がい者が安心して地域生活、社会生活を送るために、居宅介護等の介護給付や自立訓練等の訓練給付、医療費の軽減を図るための自立支援医療、障がい軽減を図る補装具などの事業を展開し、本人又は介護する人の負担軽減及び障がい者の自立支援に向けた支援の充実に努めます。
  - \*障がい者の障がいの状況に応じて、利用できる各種障がい福祉サービスを提供します。
- 「竹田ほほえみの会」と協力し、心の健康について理解を深めるとともに、精神障がい者の支援を図り、暮らしやすい地域社会を目指します。(保険健康課/社会福祉課)
- 高齢者・障がい者などが活用できる支援事業の周知に努めます。(各課)
  - \*国県の制度や市の支援事業を広報たけたやホームページなどを通じ、情報発信に努めます。

**基本目標 II**  
**重点目標(1)**

**施策の方向③ 生涯にわたる健康づくりへの支援**

男女が互いに理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。

男女が互いに健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組みを総合的に推進します。

**市民・家庭・地域・職場等では**

- 自分の身体を大切にしましょう。
- 年に1回は健康診断や人間ドックなどを受診しましょう。
- バランスのとれた食生活に努め、規則正しい生活習慣等で健康維持に努めましょう。
- 日常生活の中に、積極的に運動を取り入れましょう。



## 竹田市では

- 疾病予防活動を充実し、生涯にわたる健康づくりを支援していきます。（保険健康課）
  - \*高齢になってもいきいきと暮らすために、疾病の早期発見や治療のみならず、生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発病を予防する「予防活動」に一層の重点をおいた対策を推進します。
  - \*健康相談、訪問指導、健康教育、予防接種等を充実し、市民一人ひとりの個別疾患対策に努めます。
  - \*妊産婦、乳幼児、思春期・青年期、壮年期、高齢期の各ライフステージの健康課題に沿った、心身の健康相談・健康教育を充実します。
  - \*地域の健康づくりリーダーを養成するとともに、健康づくり団体等と地域との連携による健康づくりを推進します。
  - \*健康的な食生活を確立するため、料理教室や食育教室を開催するなど、地元の食や文化が学べる機会をふやし、食育の推進に努めます
- 生涯スポーツ活動の啓発・支援を行います。（生涯学習課）
  - \*子どもから高齢者まで、幅広く住民が参加できる「竹田スポーツ・レクリエーションクラブ」の育成を促進します。
  - \*各種スポーツ教室等の充実に努めるとともに、竹田市スポーツ推進委員会と連携して、スポーツの普及、スポーツイベントを実施します。
  - \*竹田市体育協会、地区（地域）体育協会と連携して、スポーツ・レクリエーション活動の普及向上を図ります。
  - \*スポーツ指導者の養成と研修を充実します。
  - \*スポーツ施設の効率的利用と整備・充実を図ります。

基本目標 II  
重点目標 (1)

**施策の方向④ 地域における男女共同参画の推進**

地域における様々な問題を解決するため、自治会、ボランティア団体、NPO法人などによる市民活動の重要性はますます高まっています。

活力ある豊かな地域社会の形成に向け、こうした市民活動と連携のもとに、あらゆる年代層の男女が参画しやすい環境整備を行い、より効果的な男女共同参画の推進を図ります。

地域づくりへの女性の参画や女性の人材育成を促進していきます。

**市民・家庭・地域等では**

- 女性が地域活動を行うためには、女性自身の意識を改革し、夫や地域の男性は理解と協力をしましょう。
- 地域の活動やサークル・ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。
- 自治会活動、各種行事に積極的に参画できるよう、家族全員で協力しましょう。
- 地域活動に男女年代を問わず積極的に参加しましょう。
- 自治会長やPTA 会長などの選出は、性別にとらわれずに行いましょう。
- 地域で開催されるセミナーや講演会に積極的に参加しましょう。
- 異文化に対する理解を深め、市内在住の外国人との交流を積極的に持ちましょう。

**事業所では**

- 地域の一員として、地域・社会活動を理解し、協力できる企業をめざしましょう。
- 社員が仕事とともに地域活動にも参加することができるような職場環境をつくりましょう。

## 竹田市では

- 地域での諸活動を支援するために、NPO法人の研究及び育成に努めるとともに、地域の基本組織である自治会の適正規模の検討を行っていきます。(総務課)
- 地区防犯協会や防犯レディースと連携して防犯パトロールを実施し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。(総務課)
- 女性団体相互の情報交換や共同研修・企画のための学習機会や情報の提供を行うとともに、団体の活性化を促すために団体間相互の連携協力を促進します。(企画情報課／生涯学習課)
- 国際性豊かな人材の育成と交流機会の拡大を図ります。
  - \*文化の違いや考え方の違いを理解し、上手な共生を図るため交流機会の拡大を図ります。また在住外国人やその家族が気軽に相談できる体制づくりを行い、暮らしやすい環境づくりを支援します。(企画情報課)
  - \*中学生の韓国・ドイツへの海外派遣や外国語指導助手の小学校・中学校への派遣事業を実施する中で国際性豊かな人材の育成に努めます。また、立命館アジア太平洋大学との交流をとおして国際社会の一員であることを認識できる人材育成に努めます。(学校教育課)
- 社会福祉協議会と連携した福祉サービスを提供するとともに、市民活動の支援、共同募金などを通して、地域の人たちが安心して生活できるように取組みます。(社会福祉課)
- 既存の社会教育施設の機能充実を図るとともに、地域活動の拠点づくり等利便性の向上に努めます。(生涯学習課)
- 地域における諸活動を支援します。(生涯学習課)
  - \*教育・スポーツ等に関する地域における指導者の養成に努めます。
  - \*健康づくりや交流の場として、スポーツ普及を推進します。
  - \*常にわかりやすい情報を発信することで、啓発と行事・イベントへの参加者の増加を図ります。
- 各種行事開催においては、女性が参加しやすい環境づくりのために、必要に応じて、ボランティア組織等と協力して保育を行います。(各課)

基本目標 II  
重点目標(1)

**施策の方向⑤ 防災の視点における男女共同参画の推進**

防災の視点における男女共同参画の推進が重要です。

平常時の安全・安心な地域づくりや地域の自主防災組織の運営に男女共同参画の視点を取入れることが必要です。

避難所等の運営には、男女双方が参画し、男女・子ども・高齢者等のニーズの違いを把握することなどが必要です。

竹田市地域防災計画の策定に当っては、男女共同参画の視点を取入れるよう、各方面に働きかけます。

また、消防団等の防災の現場における女性の参画拡大に取り組めます。

**家庭・地域等では**

- 男女が協力して自主防災活動に取り組ましましょう。
- 地区社協の福祉活動と連携し、災害時に高齢者や障がい者も避難できる体制づくりを男女が協力し合い、構築しましょう。
- 地区の避難所について、男女共同参画の視点からの備えをしておきましょう。
- 男女共同参画の観点から、女性も消防団に入団しましょう。

**竹田市では**

- 女性の視点も取り入れた自主防災活動の推進や地域防災計画を進めていきます。(総務課)
- 避難所の開設・運営においては、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や運営組織の役員には男女双方を配置できるよう、各地域の自主防災組織に働きかけを行います。(総務課)
- 日頃から育てている地域の繋がりは、災害時の避難の声かけなどに大いに役立ちます。地区社協の福祉活動等、平常時の声かけや見守り活動の充実を図ります。(社会福祉課/高齢者福祉課/竹田市社会福祉協議会/民生委員・児童委員)
- 防災の現場における女性の参画拡大の観点から、女性の消防署への応募・採用に取り組めます。(消防本部)
- 防災の現場における女性の参画拡大の観点から、消防団本部の女性部の拡大と消防団への女性の入団に取り組めます。(消防本部)

## 基本目標 Ⅲ

### 女性の活躍の推進

自らの意思で職業生活を営み、または営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活で活躍することが一層重要となっています。

働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画が必要です。

また、近年の少子・高齢化の進展により女性の労働力はますます重要となっています。男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立させつつ、職業生活を送れるよう、働く場における男女共同参画の推進に取り組めます。

政策・方針決定の場への女性の参画は、まだ十分とはいえませんが、男女共同参画社会の実現のため、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正や女性の人材育成を通じて、女性の参画を支援します。

以上により、女性の活躍の推進に向けて、3つの重点目標を掲げて取り組めます。

### 重点目標(1)

#### ワーク・ライフ・バランスの推進

##### 【基本的方向性】

固定的な性別役割分担意識から家庭生活の負担が女性に偏り、男性は仕事中心という現状がまだまだ見られます。

男女誰もが仕事、家庭生活、地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）などを希望するバランスで行うことができるような状態が、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会です。家庭では、男女が協力し、家事や子育て・介護等に取り組むことが必要です。

事業所に対しては、長時間労働の削減や育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得促進への取り組みを進めるように働きかけます。

基本目標 Ⅲ  
重点目標(1)

施策の方向① ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和)の推進

市民・地域・家庭では

- 男女が協力しながら家事や子育てをしましょう。
- 子どもを産んでも仕事が続けられるよう、ファミリーサポート事業等、地域とつながりながら子育てをしましょう。

事業所では

- 介護休業等の導入を進めましょう。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を進めましょう。
- テレワーク<sup>※30</sup>などの多様な働き方ができる職場づくりを進めましょう。

竹田市では

- 企業を対象としたセミナー等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図ります。(商工観光課)
- 次代を担う若い世代が、仕事と生活の調和がとれた生き方を選択できるように、若者に対してワーク・ライフ・バランスに関する情報を積極的に発信していきます。(社会福祉課/商工観光課)

## 基本目標 Ⅲ 重点目標(2)

### 働く場における男女共同参画の推進

#### 【基本的方向性】

仕事を持つということは、生活の経済的基盤を形成するものであり、自立した生活を送るための重要な要素です。近年の少子・高齢化の進展により、女性の労働力はますます重要性を増しています。しかしながら、雇用の場における男女の格差は、依然として存在し、仕事と家庭生活の両立も容易なものではありません。

男女とも仕事と家庭・地域生活を両立させつつ、生涯において充実した職業生活を送ることができるよう、働く場における男女共同参画の推進に取り組めます。

また、農林業・商工業においても、女性の役割の重要性がますます高まっているにもかかわらず、女性の役職等への参画は十分ではない状況にあります。そのため女性参画の一層の拡大に取り組めます。

#### 施策の方向① 男女が共に働きやすい労働環境の整備

男女が共に働きやすい労働環境を整備するには、家庭では家事や育児・介護の分担や各種制度の利用が必要ですし、職場では育児休業・介護休業などが利用しやすい環境でなければなりません。

このため、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消、職場での育児休業・介護休業などの取得の増加を推進します。

#### 市民、職場等では

- 職場においては、男性も女性も平等に接するよう心がけ、性別によって差別したり、役割を決めつけたりしないようにしましょう。
- 職場で育児休業・介護休業・子の看護休暇をとる職員がいたら、その職員が安心して休めるよう、積極的に協力しましょう。
- 能力開発のための研修会などに積極的に参加して自分の能力を伸ばし、職場での責任を積極的に担っていきましょう。
- 出産や育児などで仕事をやめて現在は働いていなくても、再就職を望むのであれば、自分の個性や能力を発揮できるような仕事に就けるよう、情報を集めたり能力を伸ばしましょう。

## 事業所では

- 従業員の健康維持や健康づくりを進めましょう。
- 男女雇用機会均等法に沿った職場づくりをしましょう。
- 固定的性別役割分担意識を見直して、雇用、昇進、賃金などで男女の格差をなくし、個人の能力を尊重していくように努めましょう。
- 女性の方針決定の場への登用を促進しましょう。
- 男女が共に育児休業・介護休業・子の看護休暇を取りやすい環境をつくりましょう。
- 従業員が、個人の能力を十分に発揮していきいきと働くことができるよう、労働条件の整備に努めましょう。

## 竹田市では

- 市職員の女性の役職比率の増加に努めます。(総務課)
- 雇用の場における男女の均等な機会と待遇などについて、国や県が行う施策や法・制度について周知に努め、必要な情報を発信することにより啓発活動を行います。(総務課/商工観光課)
- 企業誘致に努め、地元企業等への協力をお願いし、市施策における雇用等においては、男女の均等な機会の拡大に努めます。(企画情報課/商工観光課)
- 子育て、介護、高齢者福祉施策等について保健・医療・福祉が連携した総合的なサービスの提供に努めます。(保険健康課/社会福祉課/高齢者福祉課)
- パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇の浸透・定着に努めます。(商工観光課)
- 事業所に、従業員の育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得の働きかけを促します。(商工観光課)
- 女性の再就職支援、家族従事者・女性起業家に対する支援として、関係機関や民間団体と連携し、情報の収集や提供等に努めます。(商工観光課)



## 施策の方向② 農林業・商工業女性の生活・就労環境の整備

農事組合や農業法人等の政策・経営決定の場への女性の登用の拡大を促すとともに、女性の認定農業者の拡大を図り、女性の視点を活かした農業の推進を図ります。

また、家庭内においても、家族経営協定の締結を進め、女性の農業就業環境の向上に努めていきます。

さらに、女性リーダーの積極的就任を求め、女性リーダーのネットワーク化を進め、農業の新しいアプローチのしかたやイメージの向上に努め、若い女性が農業に参画しやすい環境づくりを実施していきます。

### 市民・家庭等では

- お互いに思いやりをもって働きましょう。
- 男だから女だからという観点で仕事の分担をしていないか見直しましょう。
- 家族全員が家事や育児・介護などに協力しましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度を積極的に活用しましょう。

### 竹田市では

- 商工業女性の生活・就労環境の整備に努めます。(企画情報課/商工観光課)
  - \*お互いを理解し協力しあえるように、他業種の女性団体等との連絡会開催や地域間交流の機会を設けます。
  - \*意欲ある女性起業家に対し、情報交換の場の提供と活動支援を進めます。
  - \*観光振興、交流人口の増大等、地域の活性化施策の充実を図ります。
- 子育て、介護、高齢者福祉施策等について保健・医療・福祉が連携した総合的なサービスの提供に努めます。(保険健康課/社会福祉課/高齢者福祉課)
- 女性団体の組織活動を支援し、リーダーの育成や情報提供・研修の充実を図ります。(農政課/商工観光課)
- 農村女性リーダーの育成を図るために、おおいたA F F女性ネットワークの情報提供をすすめます。(農政課)

○農林業女性の生活・就労環境の整備に努めます。(農政課)

\*家族経営内における、経営主と配偶者、後継者、その他家族それぞれ個人の立場を大切にし、農業経営方法や給料の支払い、休日、経営の移譲計画や生活上の諸事項などについて話し合いを進め、共同経営者の一員としての位置づけを明らかにする家族経営協定の締結を推進します。

\*生産性の高い農業生産システムの確立と、経営の安定化を図るため、農業経営管理能力を習得し、主体性をもった中核的農村女性に対して、大分県女性農業経営士の認定の推進を図ります。

\*農産加工等の事業により所得の向上を実現させるとともに、女性起業家の増加に努め、よりよい農業経営を確立していきます。

**基本目標 III**  
**重点目標(2)**

**施策の方向③ 女性が活躍しやすい職場づくり**

女性の職業生活においては、女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要です。ポジティブ・アクションにより職場における男女間格差を是正し、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍しやすい職場づくりを推進していきます。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものです。

**事業所では**

○女性活躍推進法により策定した事業主行動計画に基づいた取組みをすすめてみましょう。

○ポジティブ・アクションに基づいた女性の登用を積極的にすすめてみましょう。

**竹田市では**

○子育て支援施策と連携し、保育所の預け入れ体制の整備や時間の延長を図ります。(社会福祉課)

○病児保育、病後児保育の充実を図り、子どもを持って働き続けることが可能な環境整備を図っていきます。(社会福祉課)

○資格取得支援制度や各種講習会等の周知を行い、再就職支援を行います。(商工観光課)

○2016年(平成28年)に策定した「竹田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づいて女性職員の管理職への登用等を積極的に進めます。(各課)

## 基本目標 III

### 重点目標(3)

#### 政策・方針決定の場への女性参画の推進

##### 【基本的方向性】

男女共同参画社会の実現には、男女が共に社会の対等な構成員として、政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担っていくことが重要です。

社会のあらゆる分野での多様性を確保するためには、行政が率先して公的・私的分野を問わず政策・方針決定の場への女性の参画に取り組む必要があります。

また、行政だけでなく、民間・地域社会に対しても広く女性の参画を呼びかけ、その取り組みを支援することが必要です。

#### 施策の方向① 審議会等への女性参画の推進

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の場への女性の参画はまだ十分な状況ではありません。

豊かで活力ある竹田市をつくるためには、女性の能力と活力をまちづくりや社会活動に生かすことが重要です。

市においては、審議会等における女性委員の比率の拡大や事業所・地域活動団体等における意思決定の場への女性参画の拡大支援などの推進を図ります。

##### 市民・事業所・団体等では

- 事業所では方針決定の場への女性の参画拡大を図りましょう。
- 地域活動に男女とも積極的に参加しましょう。
- 各種団体のメンバーや役員の構成を見直しましょう。
- 市が募集する審議会委員や市政モニター等に積極的に参画しましょう。

##### 竹田市では

- 女性がこれまでの固定的性別役割分担意識にとらわれず、各分野に参画できるよう学習や経験の機会の拡充に努めます。(生涯学習課)
- 「竹田市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、市の審議会等における女性委員の割合を30%以上にするよう努めます。(各課)
- 各種団体に、女性参画の重要性を呼びかけます。(各課)

基本目標 III  
重点目標 (3)

## 施策の方向② 男女共同参画を担う人材育成

男女共同参画社会づくりには、自ら積極的に社会にかかわろうとする意欲のある人材が欠かせません。これまでの男性優位社会の中で、意欲や能力を発揮できなかった女性の潜在能力を引き出すような取組みとともに、エンパワーメントを支援する取組みも重要になります。

様々な学習機会の提供や意識啓発活動への参画促進など、新たな社会システムづくりの担い手となる人材育成を支援していきます。

### 市民・地域等では

- 自身のエンパワーメントに役立つセミナーや講演会に積極的に参加しましょう。
- 市や地域がかかえる課題等に着目していきましょう。

### 竹田市では

- 竹田市女性団体連絡協議会をはじめとする関係団体と市との協働により、男女共同参画意識の啓発に努めます。(総務課／企画情報課／人権・同和对策課／生涯学習課)
- 女性セミナー、講演会等の開催や参加により女性の学習の機会を増やします。(企画情報課／人権・同和对策課／生涯学習課)
- 女性団体が行う研修会、講演会等に対する支援を行います。(企画情報課／生涯学習課)

## 第6章 男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取組みはもちろん、市民、家庭、事業所、関係団体、地域社会全体の理解と協力が必要です。

行政、市民、家庭、事業所、関係団体、地域社会が男女共同参画をめざすという共通認識をもち、あらゆる分野の取組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。

### ① 市の推進体制の機能強化

- この計画の総合的、効果的な実施を促進するため、竹田市男女共同参画行政推進会議で計画の進行管理を行います。
- この計画をより効果的に推進していくため、国、県、近隣の自治体との連携を深め、情報の収集・提供・交換を積極的に行います。
- 男女共同参画の視点を持った事業展開を進めるため、職員の研修を継続的に実施します。
- 男女共同参画やDV防止、女性活躍推進等に関する相談に対し、関係各課で連携し、相談・支援体制の充実に努めます。
- ホームページの充実など、情報の収集・提供機能の充実に努めます。

### ② 男女共同参画推進体制の整備

- 竹田市男女共同参画推進委員会で、この計画の推進に関する施策の実施状況について調査し、必要に応じ市長に意見を述べます。
- 市民、家庭、事業所、関係団体、地域社会との協働による啓発事業を進めると共に、活動を支援します。また、先進的事業者等との連携や先進的事業者等の市民等への情報提供に努めます。

### ③ 推進計画の円滑な進捗管理

- この計画の期間の中間の2021年（平成33年）度に目標の達成状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

## 第7章 施策の評価指標

### 1 評価指標について

この計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるには、行政だけでなく市民や家庭、事業所、関係団体、地域社会がそれぞれの分野で役割を果たしていく必要があります。

そのためには、市民にとっても身近な計画である必要があり、市における推進体制を充実し、事業の実施状況を点検していく体制を構築していくことが重要です。

この計画は、市民誰もが取り組める事項について、次の2において具体的な指標を設定しています。

基本目標の実現に向けて、指標の各項目について、市民一人ひとりが身近なことから男女共同参画に取り組めるように、広報等を通じて意識の啓発に努めます。

## 2 市民一人ひとりが身近に取組める目標と具体的な指標

計画の推進に向けて、第5章の各施策の方向に従って、行政、市民、事業所、関係団体、地域社会がそれぞれの立場で、男女共同参画を進めていくことになります。

このなかで、市民一人ひとりが身近に取組める目標と具体的な指標を基本目標ごとに選びました。早速、取組んでみましょう。

基本目標	取組みの目標（●）と具体的な指標	
I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり		
(1)男女共同参画社会に関する社会制度・慣行の見直しと教育の推進	●買い物や食事の支度、食事の片付け等、家庭内の役割分担を夫婦共同で実施しましょう。	
	具体的な指標	H28 現状
	夫婦共同で食料品や日用品の買い物 夫婦共同で食事の支度 夫婦共同で食事の片付け	22.4% 6.9% 11.9%
(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶	●ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたら、一人で悩まず、相談をしましょう。	
	具体的な指標	H28 現状
	DVを受けての相談	28.2%
II 男女が共に生きるための環境づくり		
(1)家庭生活、地域社会で男女が協力し合う環境づくり	●自治会・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。	
	具体的な指標	H28 現状
	地域・社会活動に参加	53.8%
III 女性の活躍の推進		
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)働く場における男女共同参画の推進	●育児休業・介護休業・子の看護休暇を積極的に取得しましょう。	
	具体的な指標	H28 現状
	「仕事と家庭生活をともに優先（両立）」	男性 18.0% 女性 24.7%
(3)政策・方針決定の場への女性参画の推進	●市が募集する審議会委員や市政モニター等に積極的に参加しましょう。	

### 3 総合的な目標値

男女共同参画社会の推進の取組みについて総合的な目標値を設定しました。

	目標項目	H18年度調査	第1次計画目標値 (目標 H28年度)	H28年度調査	目標値 H38年度
1	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合	48.8%	60.0%	51.7%	65.0%
2	「男女共同参画」という用語の周知度	62.1%	100.0%	59.2%	100.0%
3	家庭生活上で男女平等であると考えている人の割合	26.8%	40.0%	30.8%	40.0%
4	地域社会の場で男女平等であると考えている人の割合	18.5%	30.0%	22.3%	30.0%
5	職場で男女平等であると考えている人の割合	32.0%	40.0%	23.9%	40.0%
6	パートナーに殴るなど暴力を振るわれた女性(過去1年間)	1.3% (女性のみ)	0.0%	1.8%(女性のみ) 1.2%(全体)	0.0%
7	職場や地域社会でセクシュアルハラスメントを受けたことがある女性(過去1年間)	26.9% (女性のみ)	0.0%	8.9%(女性のみ) 8.7%(全体)	0.0%
8	審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	21.8%	30.0%	19.5%	30.0%
9	女性委員のいる委員会等の割合	72.7%	100.0%	77.4%	100.0%
10	「女性活躍推進法」の周知度	-	-	5.4%	50.0%

※H18年度調査・H28年度調査は、それぞれの年度に実施した市民意識調査の結果です。

6は、P30の問22のうち「パートナーに殴るなど暴力を振るわれる」を回答した人の割合です。

(女性のみ)とは、意識調査で女性のみを回答を求めたものです。H28年度調査では、男女全員に回答を求めています。

8の「法に基づく」とは、地方自治法第202条の3の規定に基づくものです。

9の「女性委員のいる委員会等」とは、8の審議会等に地方自治法第180条の5に基づく委員会等を加えたものです。



# 参 考 資 料

---

○日本国憲法（抜粋） .....	75
○男女共同参画社会基本法 .....	76
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	82
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	95
○竹田市男女共同参画推進条例 .....	105
○竹田市男女共同参画推進委員会設置条例 .....	109
○竹田市男女共同参画行政推進会議設置要綱 .....	111
□竹田市男女共同参画推進委員会委員名簿 .....	114
□竹田市男女共同参画に関する体系図 .....	115
□用語の解説 .....	116



## 日本国憲法（抜粋）

### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

### 〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

# ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画 計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。



附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センタ

—又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。



(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三

月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべ

き事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境

の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に



関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働

時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事

しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--



## ○竹田市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 27 日

条例第 2 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあった者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は是認する表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、竹田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第10条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者等に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者等に対し、広報活動等を通じて、基本理念に関する理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民及びその団体への支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及びその団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第15条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等に対する支援等)

第 16 条 市は、事業者等に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

(市民及び事業者等からの申出等)

第 17 条 市長は、市民及び事業者等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(実施状況等の公表)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表しなければならない。

(竹田市男女共同参画推進委員会)

第 19 条 第 9 条第 3 項に規定する竹田市男女共同参画推進委員会の設置並びに必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(竹田市男女共同参画推進委員会設置条例の一部改正)

2 竹田市男女共同参画推進委員会設置条例(平成 18 年竹田市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 竹田市男女共同参画推進条例(平成 19 年竹田市条例第 2 号)第 9 条第 3 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。

(経過措置)

3 この条例の施行前までに行われた第 9 条第 3 項の規定による諮問は、この条例による改正前の竹田市男女共同参画推進委員会設置条例第 2 条第 1 号の規定により行われたものとみなす。

## ○竹田市男女共同参画推進委員会設置条例

平成 18 年 9 月 29 日

条例第 42 号

改正 平成 19 年 3 月 27 日条例第 2 号

平成 21 年 2 月 4 日条例第 1 号

平成 25 年 6 月 28 日条例第 39 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、竹田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、男女共同参画の推進に資するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 竹田市男女共同参画推進条例(平成 19 年竹田市条例第 2 号)第 9 条第 3 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(平 19 条例 2・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体代表
- (4) 市民代表

2 前項第 4 号の委員は、公募により委嘱するものとし、公募の方法及び決定の手続きは市長が別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(平21条例1・平25条例39・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○竹田市男女共同参画行政推進会議設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日

訓令甲第 12 号

改正 平成 19 年 3 月 2 日訓令甲第 4 号

平成 21 年 2 月 18 日訓令甲第 2 号

平成 21 年 6 月 30 日訓令甲第 35 号

平成 22 年 3 月 9 日訓令甲第 3 号

平成 25 年 4 月 1 日訓令甲第 3 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令甲第 9 号

平成 28 年 4 月 1 日訓令甲第 15 号

### (設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な施策を推進するため、竹田市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に係る施策についての関係課及び国、県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

(平 21 訓令甲 2・一部改正)

### (組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長を、副会長は教育長をもって充てる。

3 会長は、推進会議を代表し、議事その他の会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 19 訓令甲 4・一部改正)

### (会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を前項の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (専門部会)

第 5 条 第 2 条の所掌事務について、具体的に調査及び研究を行うため、推進会議の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、推進会議会長が指名する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(平21訓令甲2・平25訓令甲3・一部改正)

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令甲第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令甲第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令甲第35号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令甲第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令甲第9号)

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則(平成28年訓令甲第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平21訓令甲2・全改、平21訓令甲35・平22訓令甲3・平27訓令甲9・平28訓令甲15・一部改正)



副市長、教育長、総務課長、企画情報課長、保険健康課長、人権・同和对策課長、福祉事務  
所長、農政課長、商工観光課長、荻支所地域振興課長、久住支所地域振興課長、直入支所地  
域振興課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、消防長

## 竹田市男女共同参画推進委員会委員名簿

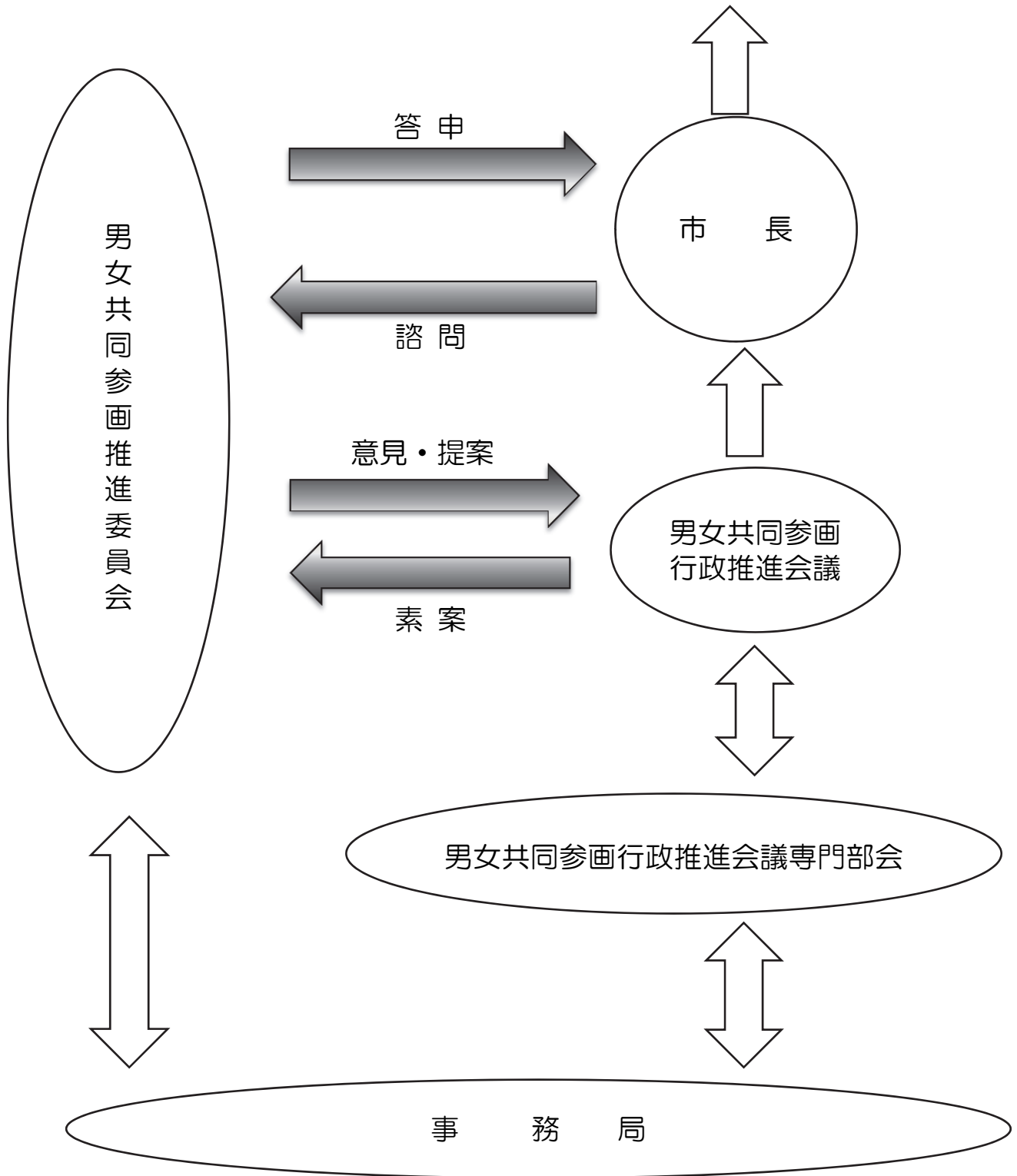
任期：平成 28 年 12 月 4 日～平成 30 年 12 月 3 日

平成 29 年 1 月 30 日現在

NO	選出区分	氏名	役職	団体等	備考
1	有識者	甲斐 史隆	会長	竹田市教育委員会委員	
2	学識経験者	小出 六十志		人権擁護委員	H29.1 から
3	各種団体代表	塩崎 美佐子		竹田市女性団体連絡協議会 (会長)	
4	各種団体代表	本郷 敦子		竹田市自治会連合会	
5	各種団体代表	高倉 鈴子		竹田市PTA連合会	
6	各種団体代表	渡辺 康公		連合大分豊肥地区協議会 竹田連絡会(代表)	
7	各種団体代表	木村 舞		部落解放同盟	
8	各種団体代表	高山 茂明		竹田商工会議所(副会頭)	
9	市民代表	芳中 恵子	副会長	竹田地域	
10	市民代表	高橋 みゆき		荻地域	
11	市民代表	志賀 義弘		久住地域	
12	市民代表	大塚 清美		直入地域	

# 竹田市男女共同参画に関する体系図

## 竹田市男女共同参画推進計画・条例



## 用語の解説

### 第 1 章

#### ※1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約は、1979年（昭和54年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、1981年（昭和56年）に発効され、日本は1985年（昭和60年）に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と、規定されています。

#### ※2 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法の前文に「男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」と、あります。

また、第1条では、「この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と、あります。

#### ※3 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会基本法第2条に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と、あります。

#### ※4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

DV防止法の前文に、「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」と、あります。また、第2条では、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」と、あります。

なお、2013年（平成25年）の法改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

#### ※5 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や配偶者であった者、または生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をいいます。

「暴力」とは、殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、心身に有害な影響を及ぼす精神的・性的・経済的・社会的暴力も含まれます。

#### ※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性活躍推進法第1条に、「この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。」と、あります。

#### ※7 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識をいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例です。

#### ※8 竹田市男女共同参画推進条例

2007年（平成19年）に制定された条例で、第1条に、「この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。」と、あります。

#### ※9 2002年（平成14年）に策定した「男女共同参画プランたけた」

実施期間を、2002年（平成14年）度から2011年（平成23年）度までの10年間とする計画です。

※10 2007年（平成19年）に策定した「男女共同参画プランたけた」（第1次計画）実施期間を、2007年（平成19年）度から2016年（平成28年）度までの10年間とする計画です。

## 第2章

### ※11 国際婦人年世界会議

国連において、女性の地位向上のための世界的規模の行動を行うべきことが提唱されたことを受けて、1975年（昭和50年）にメキシコシティで開催されました。

### ※12 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障害を示し、2000年（平成12年）に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いています。

### ※13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」と、されています。

### ※14 国連婦人の地位委員会

1946年（昭和21年）に国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置され、政治・市民・社会・教育分野における女性の地位向上に関して、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案を行っています。

### ※15 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成さ

れた性別」(ジェンダー／gender)といます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

#### ※16 エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことです。

### 第3章

#### ※17 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

#### ※18 LGBT (エル・シー・ビー・ティー)

性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは、一般的に次のことを指しています。Lは女性の同性愛者(レズビアン)、Gは男性の同性愛者(ゲイ)、Bは両性愛者(バイセクシュアル)、Tは性同一性障害(トランスジェンダー)。

また、性的少数者の総称として使われることが多いようです。

#### ※19 セクシュアルハラスメント

竹田市男女共同参画推進条例では、「他の者を不快にさせる性的な言動により個人の生活環境を害すること、または性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。」と、定義しています。

#### ※20 育児休業

男女労働者が、原則として1歳未満の子を養育するために、休業することができる制度です。

ただし、保育所等の利用を希望しているものの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は1歳6か月まで休業を延長することができます。

#### ※21 介護休業

男女労働者が、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するための休業制度です。

## ※22 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、1年度に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気・けがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能な制度です。

## ※23 おおいたA F F女性ネットワーク

2015年（平成27年）に大分県内の農林水産業（加工を含む）に携わる女性たちが、農村女性自らの夢や希望を実現するために、経営発展に関する知識・技術の習得、農山漁村の活性化のための交流活動、ワーク・ライフ・バランスの実現、社会的・経済的地位の向上、農山漁村の男女共同参画の促進などに取組むために設立したものです。

生活や経営の改善、起業活動、男女共同参画の実現などに取組んできた団体の活動成果をさらに飛躍させるために一本化したもので、「A F F」は、Agriculture（農業）、Forestry（林業）、Fisheries（水産業）の頭文字からとっています。

## ※24 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことをいいます。

## ※25 大分県女性農業経営士

大分県は、女性農業者を自らの経営ビジョンを立て実践できる経営者として資質向上を図ることにより、農業・農村を将来にわたって持続・発展させていく担い手として育成することを目的とした「大分県女性農業経営士養成講座」を開講し、総実施回数の5割以上出席し、かつ経営ビジョンの計画を作成し実践した方を大分県女性農業経営士に認定しています。

## ※26 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

また、ワーク・ライフ・バランスが実現された社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と、されています。



## 第4章

### ※27 ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

## 第5章

### ※28 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

### ※29 デートDV

DV（ドメスティック・バイオレンス）は夫婦など親密な関係にある人からの暴力です。特に交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

デートDVは、つき合っているお互いが対等の関係ではなく、一方が相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を押しつけ、力で相手を自分の思うようにする（支配する）ことです。暴力の種類は様々で、身体的暴力はもちろん、精神的暴力や性的暴力もあります。

### ※30 テレワーク

テレ（tele、離れた所）とワーク（work、働く）を合わせた造語で、ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

---

---

## 第2次男女共同参画プランたけた

発 行 平成29年3月  
発行者 大分県竹田市  
編 集 竹田市人権・同和対策課  
〒878-8555 竹田市大字会々1650番地  
電話 0974-63-1111

---

---



